

食料・農業・農村政策審議会

令和2年度第1回畜産部会

第 1 回
食料・農業・農村政策審議会畜産部会

日時：令和 2 年12月10日（木） 10：02～16：43

会場：農林水産省 三番町共用会議所 2 階大会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 資料説明
4. 諮問及び関連資料説明
5. 質疑応答及び意見聴取
6. 意見の概要とりまとめ
7. 答申
8. 閉会

【配付資料一覧】

- | | |
|------|------|
| 資料 1 | 議事次第 |
| 資料 2 | 委員名簿 |

資料 3－1	酪農・酪農をめぐる情勢
資料 3－2	総合的なTPP等関連政策大綱
資料 4	畜産部会委員からの御意見について
資料 5－1	諮問（加工原料乳生産者補給金の単価等）
資料 5－2	令和 3 年度加工原料乳生産者補給金単価等 算定概要
資料 5－3	令和 3 年度加工原料乳生産者補給金単価等 算定説明参考資料
資料 6－1	諮問（令和 3 年度肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格）
資料 6－2	肉用子牛の保証基準価格等 算定概要
資料 6－3	令和 3 年度肉用子牛保証基準価格及び合理化目標価格 算定要領
資料 6－4	令和 3 年度肉用子牛保証基準価格 算定説明参考資料
資料 6－5	令和 3 年度肉用子牛合理化目標価格 算定説明参考資料
資料 7	諮問総括表（令和 3 年度畜産物価格案）
参考資料	家畜衛生をめぐる事情

○関村畜産企画課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、食料・農業・農村政策審議会令和2年度第1回畜産部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席を賜り、誠にありがとうございます。

畜産部会の事務局を担当しております畜産企画課長の関村でございますが、本日はよろしくお願いいたします。

それでは、三輪部会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○三輪部会長

皆様、おはようございます。部会長を務めておる三輪でございます。本日も、大変お忙しい中、また新型コロナのこのような厳しい状況の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日でございますが、畜産部長に御出席いただいておりますので、冒頭、御挨拶を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○渡邊畜産部長

おはようございます。

令和2年度第1回の畜産部会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、師走のお忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、今回は新型コロナウイルス対応ということで、畜産部会としては初めてリモートで砂子田委員、前田委員に御参加いただいております。どうもありがとうございます。

皆様方には、日頃から農林水産行政、取り分け畜産行政の推進に当たりまして、格段の御理解と御協力を頂いておりますので、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は令和3年度の畜産物価格等として、加工原料乳生産者補給金の単価、集送

乳調整金の単価及び総交付対象数量並びに肉用子牛生産者補給金制度におきます保証基準価格及び合理化目標価格について、農林水産大臣から諮問をさせていただきまして、それを踏まえ、委員の皆様方にはそれぞれのお立場から御議論を頂いた上で、畜産部会としての御意見を賜りたいと考えているところでございます。

意欲のある生産者の方々の前向きな畜産・酪農への取組や、更なる我が国の畜産・酪農の発展に資するよう、活発な御議論をお願いし、私の挨拶とさせていただきます。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○三輪部会長

部長、ありがとうございました。

それでは、報道の方はここまでとさせていただければと思います。御退室よろしく願いいたします。

それでは、議事の方に移らせていただければと思います。

本日は、令和3年度の畜産経営の安定に関する法律に基づく総交付対象数量並びに加工原料乳の生産者補給金及び集送乳調整金単価並びに肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を定めるに当たり、留意すべき事項につきまして、皆様に御審議いただきたいというふうに思います。

委員の皆様方の御協力によりまして、円滑な議事進行に努めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次の議事に進みたいと思います。

まず、事務局より、本日御出席の委員の皆様方の御紹介及び各委員の出欠状況の御報告、配付資料の確認などについて、よろしくお願いいたします。

○関村畜産企画課長

本日御出席を頂いている委員の方々を、順に御紹介させていただきます。

まず、部会長の三輪委員でございます。

○三輪部会長

よろしくお願いいたします。

○関村畜産企画課長

続きまして、こちらから大山委員でございます。

○大山委員

よろしくお願いいたします。

○関村畜産企画課長

岡本委員でございます。

○岡本委員

よろしくお願いいたします。

○関村畜産企画課長

小山委員でございます。

○小山委員

よろしくお願いいたします。

○関村畜産企画課長

串田委員でございます。

○串田委員

よろしくお願いいたします。

○関村畜産企画課長

里井委員でございます。

○里井委員

よろしくお願いいたします。

○関村畜産企画課長

須藤委員におかれましては、出席する予定ですが、若干遅れております。

次に、リモートで参加の砂子田委員でございます。

○砂子田委員

よろしくお願いします。

○関村畜産企画課長

では、続きまして、会場に戻りまして、西尾委員でございます。

○西尾委員

よろしくお願いします。

○関村畜産企画課長

次に、畠中委員でございます。

○畠中委員

よろしくお願いします。

○関村畜産企画課長

福永委員でございます。

○福永委員

よろしくお願いします。

○関村畜産企画課長

また、リモートでの参加になりますが、前田委員でございます。

○前田委員

前田といいます。

○関村畜産企画課長

なお、荒谷委員、有田委員、加藤委員、築道委員、羽田委員、馬場委員におかれましては、所用により御欠席という御連絡を頂いております。

審議会の規定におきましては、委員及び議事に関係ある臨時委員の3分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することができないと定められております。本日は全体で18名のうち、12名の委員に御参加いただいておりますので、規定数を満たしていることを御報告いたします。

それでは、続きまして、本日配付させていただいております資料を確認させていただきます。

お手元に紙での資料も用意しておりますが、タブレット端末にも資料を全て入れさせていただきます。資料、かなり膨大なものになります。資料一覧のほか、資料1から7、あと参考資料と、あと資料番号が入っていない資料が2枚と、4ページの資料の合計15のファイルが表示されているかと思います。あと、資料の中で、資料3につきましては、枝番が3－2まで、資料5については枝番が5－3まで、資料6につきましては、枝番が6－5まであります。ちょっと間違えないように御承知いただければと思います。

このほか、タブレットの使用につきまして御不明な点がございましたら、お近くの操作補助員に遠慮なくお問い合わせいただければと思います。

○三輪部会長

御説明ありがとうございました。

本日の審議の結果、当部会としての答申が出ますと、規定に基づきまして、それが審議会の答申となることにされております。そのため、本日は審議に十分な時間を取りたいと考えております。ただ、委員の皆様、非常にお忙しいことと存じておりますので、効率的な運営を私の方でも努めたいと思っております。改めて、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の当部会のスケジュールでございますが、まずは事務局から、それぞれの諮問内容に関しまして御説明を頂きます。その後、委員の皆様より御意見を伺いまして、大体12時10分を目途に昼休みを一度取らせていただければと思っております。そして、午後13時より議事を再開させていただきまして、14時40分辺りをめどに、午前に引き続きまして、皆様方から御意見を頂戴したいと思っております。そして、各委員の方々から頂き

ました内容を踏まえまして、正式に農林水産大臣からの諮問に対する賛否をお伺いしたいと存じます。その後、事務局に本日提出されました意見の概要を取りまとめていただきますので、その時間につきましては15時15分頃から約1時間弱お休みを、休憩を挟みたいと思っております。以前より引き続き御参加の委員の方々についてはイメージがつかれるかなというふうに思っております。そして、そちらの1時間弱の休憩後、意見の概要案を委員の皆様にお諮りいたしまして、御意見の概要を取りまとめさせていただきます、その後答申という形で、全体で16時40分頃に終了の予定でございます。

本日、畜産部会におきまして、以上のとおり議事を進めていきたいというふうに考えておりますが、委員の皆様、御異議ございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、異議なしということで、このような形で進めさせていただければと思います。

それでは、議事に入りたいというふうに思います。

まず、諮問を前に畜産をめぐる情勢、総合的なT P P等関連政策大綱について、畜産企画課長より御説明をお願いいたします。

○関村畜産企画課長

それでは、まとめて簡潔に御説明をさせていただきます。

それでは、資料につきましては、資料3-1、畜産・酪農をめぐる情勢から御参照いただきたいと思います。それでは、開いていただきまして、3ページ目を御覧ください。

3ページ目は、生乳の需給構造についてまとめたものでございます。

国内の生乳生産量は令和元年度736万トンで、輸入乳製品が522万トン、合計1,258万トンでございます。

このうち、国内での生産量の中で、生クリーム等、チーズ、脱脂粉乳・バター等の乳製品のところにつきまして、加工原料乳生産者補給金の事業が充てられております。ここについては、後ほど牛乳課長の方から御説明をさせていただきます。

続いて、4ページ目をお開きください。

4 ページ目は、生産の状況等についてまとめたものでございます。

左側の表を御覧ください。令和2年度4月から9月までの生産量を御覧いただきますと、北海道都府県ともに、本年は対前年を上回る水準で推移しております。

続きまして、飛んで6 ページ目をお開きください。

6 ページ目には、生乳需給の推移についてまとめております。

ここで御説明したいのは、下の棒グラフの在庫量でございます。令和2年度、新型コロナの影響で、3月から学校の休校等や緊急事態宣言以降の業務用需要の減少によりまして、乳製品のバター・脱脂粉乳等の在庫が積み上がっております。脱脂粉乳につきましては、8万2,000トン、バターについては3万9,000トンとなっており、かなり高い水準になっております。

脱脂粉乳につきましては、コロナ対策の事業で、飼料への転換で2万4,000トン消費することとしておりまして、適正な在庫水準に戻る見込みとなっております。バターにつきましては、今後、年末需要で相当程度在庫が解消すると見込まれているところでございます。

続きまして、次の7 ページ目を御覧ください。

7 ページ目の左側の乳製品の1人当たり消費量の推移でございますけれども、一番上のチーズの折れ線グラフを見ていただきますと、右肩上がりで増加しております。一方、同じくチーズですが、一番下の線、国産チーズの線を見ますと、横ばいで推移しておりまして、旺盛なチーズの需要は輸入品が増えているという状況になっているのが分かるかと思えます。

続きまして、8 ページ目でございます。

8 ページ目は、総合乳価の推移を載せさせていただいております。

こちらの方は、近年、上昇傾向で推移しております。

次のページを御覧ください。

9 ページ目でございますが、生乳1kg当たりのコストと所得、全国の状況をまとめてございます。

先ほど御説明しました総合乳価の右肩上がりの上昇に伴いまして、主産物価額の収入、このオレンジ色の線は、近年上昇傾向にございます。一方、コストの方についてはほぼ横ばいの形になっておりますので、所得については以前よりも高い水準で推移している状況にあります。

続いて、10ページ目をお開きください。

10ページ目には、乳用牛の飼養戸数・頭数の推移をまとめております。

戸数につきましては減少傾向で推移しておりますが、乳用牛の飼養頭数、3段目のところを御覧になっていただきますと分かるとおり、飼養頭数の方は、今、増頭・増産の取組を進めており、増加傾向で推移しております。

続きまして、11ページ目でございますけれども、増頭・増産の状況をまとめたものでございますけれども、こちらにつきましては、乳用雌子牛の生産は回復傾向にございます。それで、出生しました雌子牛につきましては、預託等を通じて、確実に育成していくということで進めているところでございます。

続きまして、12ページ目をお開きください。

酪農経営につきましては、労働負担の軽減が大きな課題となっております。他産業や他畜種よりも労働時間が多いということで、労働削減に向けた取組を各種行っております。具体的に言いますと、省力化、機械の導入や、酪農ヘルパー等の外部化の支援という施策を実施させていただいているところでございます。

それでは、続きまして、牛肉関係について御説明させていただきます。

資料17ページを御覧ください。

牛肉につきましては、左下の棒グラフのところがございますとおり、95万2,000トンの需要がございます。このうち、国産は33万トンが生産されている状況でございます。右上の牛肉の自給率を見ますと、現在、重量ベースで35%という状況でございます。

次に、19ページをお開きください。

国内で生産されている牛肉の価格動向をまとめたものでございます。

これで和牛、交雑種、乳用種の特定の規格についてまとめてございますが、本年、コロナの影響で和牛のA4規格のところを見ますと、かなり下がった状況が分かるかと思います。一番下がったのが4月でございますが、約3割程度まで下がりましたが、現在10月の時点ではほぼ前年と同じ水準まで回復してきており、11月は対前年を上回る水準で推移している状況にあります。一方、乳用種につきましては、余り下がっていないという状況にあります。

続きまして、21ページ目をお開きください。

今日の諮問事項でもあります肉用子牛の価格の状況でございます。

肉用子牛につきましても、牛肉と同様にコロナの影響で価格が低下しましたが、こちら

も現在回復傾向にございまして、第2四半期の黒毛和種の価格は65万ほどに、今回復しており、更に直近のところではもう少し上がって、70万ぐらいいを超える水準まで回復している状況にあります。

続いて、22ページ目をお開きください。

肉用牛の飼養戸数・頭数の推移でございまして。

肉用牛全体での飼養戸数は、乳用牛と同様に減少傾向で推移しております。一方、飼養頭数につきましては、肉用牛についても増頭・増産運動をかなり進めておりまして、この結果、頭数は増加しております。

少し詳しく見ていただくために、23ページ目をお開きください。

肉用牛の中の繁殖雌牛の動向について、まとめたものでございまして。

左側のグラフに繁殖雌牛の頭数と子牛価格の推移をまとめてございまして、ここは反比例する状況にございまして、子牛価格が高いものというのは、子牛を供給する繁殖雌牛が少ないというところに関係しております。それで、現在、増頭運動をしておりますが、まだかなり十分な頭数が賄い切れていないことから、高い価格で推移していると考えられます。

また、雌牛につきましては、肥育向けと繁殖向けのどちらかに振り向けられますけれども、現在、増頭運動等をしておりますので、繁殖に仕向けられる雌牛が約4割ほどまで、今増えている状況にあります。

続いて、27ページ目をお開きください。

肉用牛の関係につきましては、牛肉の価格が一時期かなり落ちたことから、肥育経営がかなり厳しい状況になりました。このため、経営安定対策、牛マルキン事業での多額の補填金の交付がされております。この27ページ目は、9月販売分の交付状況を載せてございまして、かなり多くの県で10万円以上の多額の交付金が交付されている状況にあります。

続いて、豚肉関係を御説明させていただきます。

資料28ページ目を御覧ください。

豚肉の需給動向でございまして、左下の棒グラフを見ていただきたいと思います。現在、輸入と生産量を合わせまして、185万6,000トン供給されてございまして。このうち生産量は90万3,000トンとなっております。

豚肉の自給率でございまして、右上の折れ線グラフに書いてありますとおり、現在重量ベースで49%となっております。

続いて、国内の生産状況は30ページ目に価格をまとめてございます。

赤い折れ線グラフが令和2年度の状況でございますが、新型コロナの感染症の影響が3月から出始めました。3月、元年度の黒い線でございますけれども、3月から巣籠もり需要での需要があり、豚肉価格は高い価格で推移しております。

次に、31ページ目を御覧ください。

飼養戸数と頭数でございますけれども、飼養戸数につきましては減少傾向で推移しております。頭数につきましても、31年度は前年を下回る状況で推移しております。

次に、33ページ目を御覧ください。

先ほど、価格のところで、高い価格で推移しているところを御説明させていただきました。養豚経営の経営安定対策について、豚マルキンでは、今回、価格が高いことから補填金の交付はされていない状況にあります。

続いて、鶏肉でございます。

こちらにつきましては、34ページ目をお開きください。

左下の棒グラフのところでの需給状況を見ますと、254万8,000トンが供給されております。このうち、国内での生産が163万3,000トンとなっており、右上の棒グラフの自給率を見ますと、64%となっております。

続いて、35ページ目、国内での生産の状況でございますが、価格の推移を見ますと、こちらも赤い線が令和2年度の状況でございますが、もも肉についてはかなり高い水準で推移している状況が分かるかと思えます。

続いて、鶏卵について御説明します。

37ページ目をお開きください。

右上の自給率を見ていただきますと、鶏卵については96%自給されている状況でございます。

続いて、38ページ目をお開きください。

国内での生産の状況で、標準取引価格の推移でございますが、鶏卵の状況について、巣籠もり需要によって、4月の上中旬の標準取引価格は前年より上回って推移しましたが、緊急事態宣言によりまして、取引価格はかなり下がって推移している状況でございます。

続いて、飛びまして、飼料をめぐる情勢でございますが、44ページ目をお開きください。

輸入原料価格の推移等についてまとめた資料でございますが、現在、輸入されている価格につきましては、昨年よりも下回って輸入されている状況でございます。

ただ、ちょっと戻りますと、42ページ目を見ていただきたいんですが、配合飼料価格に影響を与える要因の動向としまして、とうもろこしの価格がかなり影響してきます。直近では、少し上昇傾向にあります。

あとは、参考で御覧になっていただければと思います。

続きまして、総合的なT P P等関連政策大綱について、御説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料3に2つありますけれども、横の図で描いたものを御覧ください。こちらでまとめたものを簡単に御説明します。

まず、この総合的なT P P等関連政策大綱につきましては、T P Pが締結されたところから、今後どういう施策を実施していくのかということでもまとめたものでございます。昨年も制定しましたが、今年も12月に改めて改訂されておりまして、今回は今後発効が見込まれるR C E P協定や、昨年の改訂後に生じた新型コロナウイルス感染症への対応の視点を加えて、改訂がされております。

簡潔にポイントを申し上げます。1 ページ目のところ、1 番、輸出促進・海外進出支援による海外の成長市場の取り込みについてでございますが、ここで今回新たに改訂されたところは、右側の⑤デジタル化を含む海外展開関係のビジネス環境の整備といったところで、デジタル化に関する記述が、今回盛り込まれてございます。

このデジタル化の関係については、次のページに少し詳しく書いていますけれども、T P P等を通じた国内産業のデジタル化・生産性の向上ということで、今回追記をされております。

その次に、3 ページ目を御覧ください。

今回の改訂での次のポイントは、戦略の趣旨のところマーケットインというのを明記しまして、マーケットインで輸出に取り組む体制を整備するために、速やかに実行するものや、令和3年夏までに方向性を決定して実行するものを実行戦略として取りまとめております。これはマーケットインという発想を、より強調される形になってございます。

その次に、4 ページ目には、農林水産物の輸出拡大についてのポイント、4点まとめてございます。左上の輸出産地の育成・展開、左下の輸出物流の大ロット・高品質・効率化、3点目が右上の官民一体となった海外での販売力の強化、最後は右下の輸出先国の規制やニーズに対応した施設の整備というのを進めることとしてございます。

少し飛びまして、6 ページ目を見てください。

輸出を推進するに当たって、生産基盤の強化というのが重要になってきております。そ

こで、右側の方にございますとおり、肉用牛・酪農経営の増頭・増産、これは昨年からかなり強力に推し進めているところでございますが、引き続き、これらの増頭・増産の戦略を進めることとさせていただきます。

簡単ですが、以上でございます。

では、続きまして、各委員から事前に提出いただいております資料について、各課から順番に御説明をさせていただきます。

まず、畜産企画課の関係で頂いているところを御説明します。頂いた意見につきまして、資料の4ということで、一覧にまとめさせていただきます。それでは、ちょっと順番に御説明させていただきます。

まず、大山委員、馬場委員、串田委員から頂いていたものでございますが、酪農ヘルパーについてでございます。

酪農ヘルパーにつきましては、中小酪農経営等を支える重要な施策ということで考えてございます。酪農ヘルパーの利用日数でございますが、増加傾向で推移しておりますが、酪農ヘルパーの要員が足りないということが、現在、政策課題になってございます。このため、要員が足りない関係で、十分に利用の希望にお応えできない状況にあることから、できる限り要員確保をして、酪農家の要望に応えられるよう進めていくことで考えているところでございます。

続きまして、畜産クラスター事業について、まとめて御意見を頂いております。

岡本委員、串田委員、馬場委員から頂いておりますが、畜産クラスター事業につきましては、例年、補正予算で予算を確保しております。今回も第3次補正予算におきまして、必要な予算確保に努めてまいり所存でございます。

続いて、西尾委員から頂きました酪肉近の関係でございます。

酪肉近は5年ごとに見直すこととしているところでございますが、御指摘を頂いたように、大きな情勢等の変化があれば、5年を待たずに見直すこともあり得ます。そのとき時々の情勢を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えております。

続いて、同じく西尾委員から、北海道で先行している地元企業の出資などを活用した牧場建設の誘導等の支援措置の検討という御指摘でございますけれども、こちらについては、JAや建設業者が出資しまして、酪農経営を行う事例というのはございます。こういった取組は地域での生産基盤の強化につながる事例ですので、有効であると考えておりますが、畜産クラスター事業では、地域の関係者が集まって、地域にどのような形態を育成してい

くのかという観点でよく話し合っていたかどうかというのもクラスター事業のポイントになってございますので、それをうまく使っていただきながら、地域に必要な経営体を残していただくよう考えていただければと考えております。

続きまして、串田委員から、コロナの関係の御意見を頂きました。

コロナ対策の中で、特に肉用牛生産についての影響を心配する御意見につきましては、今年、肥育経営に対しまして、牛マルキンでの生産者負担金の付猶予、実質免除を行っております。当初、9月末までのところを、10月以降も継続しているところでございますが、このほかに、体質強化のための肥育経営の通称2万円事業という事業や、和牛肉の在庫解消や需要喚起のための冷凍保管経費や販売奨励金の交付を行う事業等を行ってきたところでございます。現在、枝肉価格がかなり回復しているところではございますけれども、今後の枝肉価格や食肉の流通状況を見まして、必要な対策を検討していきたいと考えております。

このほかに、馬場委員から牛マルキンの生産者負担金の納付猶予についての御意見も頂いております。

こちらについては、今後、どのように取り扱っていくかにつきまして、各都道府県から御意見も頂いております。今後、しっかり検討した上で、そう遠くないうちに方針を示したいと考えております。

このほか、福永委員から、畜産クラスター事業の運用の件で、アタッチメント等についての御意見を頂いております。

畜産クラスター事業につきましては、ほかの事業と同様に汎用性がある機械については、ちょっと補助対象にすることは困難な状況でございますが、専用の機械として利用できるものについては、できる限り補助事業で拾ってきたところでございます。今回、御指摘を頂きましたアタッチメント等について、本来の導入目的、飼料生産等に使うという形であれば、そこは補助対象になりますが、それ以外の目的で使われるような形ですと、ちょっと一体的に補助するのは難しいというのは御理解いただければと思います。

このほか、小山委員から、コロナの関係で、資金の問題等について頂いたところにつきましては、コロナ対策の関係で、農水省から金融機関に対しまして、本年2月に既往債務の返済猶予等の条件変更等を依頼しているところでございます。最寄りの金融機関等に、是非とも御相談いただければと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○水野牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長の水野でございます。

私の方からは、まず串田委員の方からと、あとは馬場委員の方から単価の設定の話を頂いてございますけれども、これは後ほど御説明させていただきたいというふうに思っております。

あと、串田委員と同じく、馬場委員の方から、非需要期の需要拡大・出口対策に支援が必要だという話でございますけれども、これは御案内のとおり、今年の春先にかけて、需給が大変緩和した時期に、農林水産省としては脱脂粉乳を餌用に仕向ける等の対策でございますとか、あとは乳業さんの方に生乳を引き受けていただく際の奨励金という形で、何とか生処一体となって緩和期を乗り切ったということがございます。今、正に増産をして、増産基調にあって、せっかく4年ぶりに生乳生産が上向いている状況でございますので、この機運を冷やさないようにすることが極めて重要であるというふうに認識してございます。今後の対応については、御要望に添えるかどうか分かりませんが、しっかりと私どもとしては、できる限りのことを考えてまいりたいというふうに思っております。

あと、串田委員の方から、チーズ対策の十分な予算の確保が必要だということでございます。

これについては、3年経過しましたところでございますけれども、これは補正予算の方で対応しているところでございまして、今後、これから補正予算の編成作業が今正に佳境を迎えているところでございますけれども、私どもとしては、必要な予算の確保に向けて、今現在、対応しているところでございます。

それから、西尾委員の方から、チーズについて、安定的に生産できるような仕組み作りというようなお話を伺いました。

チーズが増えない理由というのは、構造的な問題として、1つは北海道の生乳を飲用で都府県に運ばなければいけないという状況があって、チーズに仕向けられる生乳生産量自体が少ないという、構造的な問題がまずあると思っております。これについて、都府県のやはり飲用を都府県できちんと賄えるようにということで、昨年来、増頭奨励金を措置して、何とか都府県の生乳生産もようやく底を打っているような状況ではないかというふうに思っております。これは後の説明にも、質問にもつながりますけれども、特に都府県の生産基盤の強化というのは大変重要な課題だと思っております。昨年来、補正予算

で増頭奨励金を措置してございますけれども、私どもとしては重要なものであらうと考えてございます。そこは引き続きしっかりと対応して、できるだけ都府県で搾れるものは都府県で搾っていただきたいということで、北海道に乳を残していただいて、安定的にチーズ生産に仕向けられるような構造改革というのをしていかなければいけないというふうに思っております。

また、チーズ自体は高品質なものを作っていただくことが重要だというふうに認識してございますので、それについては、我々、今まで事業でいろいろ後押しさせていただいているところでございますけれども、これについても、引き続きできる限りのことはさせていただきたいというふうに思っております。

それ以上に、何が必要なのかということはいろいろ課題が、生処共々あると思います。これはいつも意見交換させていただいている状況にございますので、引き続き何が足りないのかということについても情報の共有を図りながら、課題解決に当たってまいりたいというふうに思っております。

あと、馬場委員の方から、二股出荷等のいいとこ取りの、酪農家の公平性の確保に向けた対応を講じていただきたいということでございます。

正に、この新しい制度になってから、年間契約が基本となる生乳取引の中で、そういう契約を無視して、一方的にルールを無視して取引をされるというような事例というのが平成30年以降、散発してきたわけでございますけれども、ようやく、我々、今年7月にいいとこ取りの事例集というものを公表させていただいて、その周知徹底というのを努めているところでございまして、今年度は、今、いいとこ取りだというふうに我々が認識しているのは1件であらうと思っているところでございます。いずれにしても、この問題はしっかりと周知徹底していただきながら、現場でこの制度を理解していただくことが何より重要だというふうに思っておりますので、これは引き続き周知徹底を図って、いいとこ取りの防止等に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

私の方からは以上でございます。

○高山食肉鶏卵課長

それでは、引き続きまして、食肉鶏卵課の方から御説明いたします。高山でございます。よろしくお願いいたします。

まず、大山委員から、霜降りに対する意識改革が重要との御意見、そして、築道委員か

ら、消費者が求める手頃な価格の牛肉提供の実現が重要といった御意見を頂戴しております。

これにつきましては、和牛肉のA4以上の割合が全体の8割を超えている中で、消費者が適度な脂肪交雑で値頃感のある牛肉、こうしたものを求める傾向にあるということを承知しております。

したがいまして、本年3月に決定した新たな酪肉近におきましても、今後、牛肉生産を増加するに当たっては、従来の和牛生産、こうしたものを推進しつつ、脂肪の口溶けのよさといった食味に着目した改良の推進のほかに、いわゆる赤身肉の生産、そういうのに効果的な出荷月齢の早期化、それから交雑雌牛の一産取り肥育、それから和牛繁殖雌牛の再肥育、こうしたものを進めることとしているところです。生産者の収益性を考慮しつつ、消費者の嗜好性を踏まえた多様な肉用牛生産の取組を推進していくと。こうしたことで、国内消費量全体の一層の拡大を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

それから、築道委員から、和牛肉の消費拡大対策について、それから馬場委員、串田委員から、コロナ対策の継続といった御意見を頂戴しております。

今年の2月以降、コロナの感染拡大で、インバウンドですとか外食需要、こうしたものが著しく減少して、和牛肉の在庫が積み上がって、枝肉価格が大きく下落したということがございました。このために、農水省としましては、和牛肉の在庫解消、それから需要喚起、そうしたものを図るための流通販売対策として、先ほども若干御紹介ありましたけれども、冷凍保管経費、それから販売奨励金の交付、そしてまた学校給食への提供、こうしたものを講じたところです。なお、給食では、11月末までに約1,000万食分提供をしたところでございます。その後の経済活動の再開などに伴いまして、特に和牛の枝肉価格については、11月の平均で2,530円/kgということで、もう前年を上回るくらい水準まで来ておるわけですが、今後の動き、コロナの状況も含めて、引き続きよく注視してまいりたいと考えております。

それで、コロナ対策ということは、飽くまでコロナ感染症による影響緩和策ということでやっておるわけですので、今後の価格ですとか流通の状況、よく見た上で必要性も含めて、よく検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、築道委員から、原皮の円滑な処理・流通について対策が必要という御意見を頂戴しております。

この原皮につきましては、大幅に価格が低下しているという状況でございまして、よく

要因を見ていきますと、合成皮革へのシフトといった構造的な要因により低下傾向で推移してきているということに加えて、その足元ではコロナの影響でその国際価格も下落していると。こういうものがあいまって、大幅に低下しているというふうに認識しております。

したがって、農水省としては、コロナの影響を受けて、現在足元で輸出が困難となっているような原皮について、一時保管ですとか、あるいはその高度加工による有効利用を図ると。それでも輸出できないというものについては、焼却処理をするような経費を支援を差し上げているところです。この事業につきましては、焼却処理などの単価を引き上げた上で、来年度も措置をしていくという方向で、現在、財政当局と調整をしているところでございます。

それから、現在検討中の今年度の補正予算、第3次ですけれども、やはりその需要が長期的に低迷している中で、原皮の新規需要拡大を図っていく必要があるんじゃないかと。それから、原皮業者において、販売価格が製造コストを賄えない状況にあるという中で、経営の多角化を図る必要があるんじゃないかと。こういう視点でもって、どのような支援ができるか、検討を進めているところでございます。

続きまして、馬場委員から、輸出拡大に向けた、更なる取組強化につきまして、御意見を頂戴しております。

それで、輸出のため、どうしても食肉処理施設が必要となります。この整備を支援しあげる予算につきましては、必要な額の確保というのを努めてまいりたいと思っております。

それから、この施設の整備に加えて、我々といいたしましても、海外での販売の促進ですとか、あるいはシミ、そういうものの発生の低減というのは重要な課題だと認識しております。

したがって、現在、検討調整中の今年度の第3次の補正予算におきましても、畜産農家さん、それから処理施設、それから輸出業者みたいな関係の方々が連携した、言わばコンソーシアムみたいな形での産地の取組、そして、その産地の特色を生かしてプロモーションや商談等も進めていただくと、こうしたものを応援できないかと。

それから、やはり輸出に対応して、どうしても発生しているシミみたいなものについて、これの低減を後押しすると。そして、と畜技術の改良みたいな、こういう取組についても支援しあげるべく、現在検討をしているところでございます。

それから、輸出に関連しましては、やはり輸出施設の認定というものを、数を広げていくということが不可欠だと考えておりました、この認定の手續の迅速化については、今年の4月から農水大臣を本部長とする輸出本部というのが政府の中にございますので、施設の認定につきましても、その施設の整備の検討段階から厚労省や自治体、そうした方も一緒になって、我々、5者協議と呼んでおりますけれども、一緒になって進めていくことで手續の迅速化を図っていきたいというふうに考えてございます。

それから、本日、御審議いただきます肉用子牛の補給金制度につきまして、馬場委員、それから福永委員から御意見を頂戴しております。

まず、保証基準価格の水準ですけれども、これにつきましては、肉用子牛の再生産を確保すると。こういうものを旨として、生産コストの変動などを考慮して、この審議会でも委員の方々の御意見を伺いまして、決定するというようにしてございます。本年度も、こうしたルールにのっとりまして、適切に設定してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、コロナの中での発動状況についての御意見もございました。

子牛の平均売買価格ですけれども、コロナの影響で、特に今年度の第1四半期、4～6月は62万円という水準まで低下したことがございましたけれども、それでも今年の保証基準価格54.1万円ということを上回る水準でございました。その後、枝肉価格は、先ほど申し上げたような状況で回復してございますので、子牛価格も同様に回復し、発動はしていないということでございます。

それから、この子牛の制度を、例えば都道府県ごとですとか、もうちょっときめ細かく運用すべきではないかという御意見も頂戴しておりますけれども、これについては、まず平均売買価格を都道府県ごとに算定するというようにした場合には、その保証基準価格を全国一律としている中で、価格が低いところほど補給金が発動されやすいということを招きかねない状況でございまして、生産者の方々が子牛の質を高めようとする努力を阻害しかねないということを懸念してございます。

それから、この保証基準価格そのものですけれども、肉用子牛の再生産を確保するという観点から、生産費の調査による統計データを基に算定しております。このデータについては、都道府県ごとのデータというのは存在しないところでして、技術的にも都道府県ごとに算定するというのは難しい状況でございます。

以上のような状況から、本制度については、全国一律の仕組みとすることが適当という

ふうに認識してございます。

それから、私の方から最後になりますけれども、福永委員の方から、和牛の生産額、それから輸出拡大、自給率向上の整合性と、こういったものについて御意見を頂戴してございます。

まず、生産額の関係ですけれども、2030年の輸出目標、3,600億円ですね。これについては、量のベースでは7.2万トンという状況にございます。これは、まず、現在の和牛肉の生産量15.2万トンのうちの7.2万トンですので、約半分、47%というのに相当する水準でございます。それで、2030年度には、和牛肉生産目標、これが25万トンということで目標を掲げておりますので、このうちの3割近く、約28%というものに相当してございます。和牛の生産額については統計データがございませんので、今、生産量をベースに申し上げました。

それから、輸出の拡大と自給率向上の整合性という観点から申し上げますと、今年の春に策定された新たな酪肉近におきまして、御指摘のとおり、中国の食肉輸入量急増といった国際環境の変化もありますので、将来的には安定的に輸入できなくなるおそれもあるという認識の下で、国内への牛肉の安定供給と、それから新たな市場獲得を図るために、繁殖雌牛の増頭、それから和牛肉生産量の増大、こうしたものを図りつつ、さらに海外への輸出拡大というものを目指しているというところでございます。

食肉鶏卵課から以上でございます。

○相田家畜遺伝資源管理保護室長

畜産振興課から御説明します。家畜遺伝資源管理室長の相田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大山委員から、霜降り牛肉の関係で、食肉鶏卵課長から御説明しましたけれども、改良につきまして、ちょっと補足させていただきます。

食味に関連しまして、脂肪酸組成など、新たな価値観に着目した改良を推進する必要があると考えておりまして、この点につきましては、不飽和脂肪酸等によります新たな評価手法の検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、串田委員から、スマート農業の推進というお話がございました。

引き続き、ICT技術を活用した労働負担の軽減に向けた取組について、支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、家畜ふん尿処理対策について、エネルギー利用に関する課題の解決というお話がございました。

家畜排せつ物のバイオマス利用につきましては、水分調整が不要ですとか、売電収入ができるといったメリットもございます一方で、施設の導入が高額ですとか、系統接続の問題がございます。こういったことにつきまして、地域の実情に応じて進めていただくよう、バイオマスにつきまして、地産地消の取組を支援しているところでございますけれども、あわせまして、経済産業省の方で系統接続につきましては、費用便益の評価を行いまして、系統の増強ですとか、空き容量の有効活用に関しますノンファーム接続について検討を行っているというふうに聞いておりまして、引き続き、これらの情報収集を図るとともに、経済産業省とも連携して対応してまいりたいというふうに考えてございます。

あと、馬場委員の方から、豚熱の予防ワクチンの接種の拡大の中で、種豚の安定供給ということについて御意見がございました。

この種豚の安定供給につきましては、都道府県団体と連携しまして、供給のマッチングを進めますとともに、非接種地域での種豚供給施設等の施設整備につきまして支援しているところでございまして、引き続き、安定供給がされるよう努めてまいりたいというふうに考えてございます。

畜産振興課からは以上でございます。

○富澤飼料課長

飼料課長の富澤でございます。

まず、大山委員から、コントラクターが重要であるということでございまして、コントラクターにつきまして、畑作りから販売まで一貫してやるような取組、そういったことにより、耕作放棄地の有効利用も図られるのではないかなという御意見を頂いております。

飼料増産を図るに当たり、コントラクターということにつきましては、やはり農家さんの労働負担を軽減する中で非常に重要な取組というふうに考えております。コントラクターにつきましては、収穫・調製を行うだけではなくて、播種から収穫・調製までを行うようなコントラクター組織もございます。また、委員の御発言にありましたように、自ら飼料生産をして販売をされるようなところもございます。全体で今、全国で858組織あるわけでございますが、先ほどお話ししました、自らやる、飼料生産をするような取組も、私

どもは重要だというふうに考えておりました、令和3年度の予算の中でコントラクター組織が自ら飼料生産に取り組む場合に御支援するためのメニューをちょっと拡充し、今要求しております。そういったような取組を、引き続き御支援したいというふうに考えております。

また、岡本委員から、飼料用米について、安定的な供給を図るということで、国の考えをしっかりと示してほしいということでございますけれども、主食用米の需要が年々減少しているということにありまして、飼料用米ということにつきましては、水田をフル活用するということにより、食料の自給率の向上を図るということから、非常に重要だというふうに考えているところでございます。その中で、飼料用米というのは重要な作目ということでございまして、今、水田交付金の関係で支援をしておりますし、また、本年からは複数年契約の加算金ということで、複数年契約で飼料用米を生産するような場合には、10アール当たり1.2万円の支援を創設したということでございますので、こういった複数年契約による長期安定的な取引を推進し、引き続き飼料用米について、必要な支援をしながら、安定的な供給を図ってまいりたいということでございます。

また、飼料の流通の関係で、岡本委員から御意見を頂いております。

委員の御指摘もありましたとおり、私ども、飼料工業会さん、全農さんとか、あと運送業者さん等を委員といたしまして、飼料の流通の合理化に関する検討会を今年の前半、開かせていただきまして、中間取りまとめということをしていただきました。この取りまとめが単なる取りまとめにならないように、今、予算要求等もさせていただいておりますし、予算がない中でも、いろいろな皆さんとの連携というようなことを図るなどして、飼料流通が今後ともしっかり行えるような形を考えていきたいというふうに考えている次第でございます。

あと、串田委員から、自給飼料生産のための支援をしっかりと行ってほしいということで御意見を頂いております。

飼料生産基盤、非常に重要だというふうに考えておりますので、例えば、最近、温暖化で、栽培条件が非常に不安定になっているということもございますので、そういったリスクに対応した草地の生産性向上を図る事業とか、また、難防除雑草が繁茂して、草地の生産量が下がっているということもございますので、こういったような雑草を駆除して、草地の生産性を上げるような取組も、今、御支援しているところでございます。

また、馬場委員から、飼料生産の振興を図ることが重要だというようなこととお話を頂

いております。

私ども、自給率の向上とか、農家さんの餌のコストの低減ということから、飼料生産基盤の強化というのは非常に重要だというふうに考えておりますので、先ほど御説明しました草地の生産性向上のための取組とか、大山委員からもお話しありましたコントラクター等の機能の強化、国内で子実用とうもろこしということで、濃厚飼料となる実のとうもろこしですけれども、こういったような生産の拡大なり基盤強化のための取組も支援しているというところでございます。

また、馬場委員の中で、今般のコロナということもございまして、飼料の安定供給について、重要だというような御意見を頂いております。

御存じとも思いますが、今の仕組みといたしまして、飼料穀物の備蓄対策ということで約18億円を準備しておりまして、国内の濃厚飼料の供給量の1か月分に相当します100万トンが安定的に確保できるように、飼料工業会さんの会員さんや全農さんとの協力を得ながら進めているところでございまして、引き続きこれにはしっかり対応して、安定的な制度運営で備蓄を進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

私の方からは以上になります。

○郷畜水産安全管理課長

引き続きまして、畜水産安全管理課長の郷でございます。

岡本委員の方から、飼料製造に係る諸規制の見直しについての御意見を頂いております。

近隣諸国でのアフリカ豚熱の発生を受けまして、食品循環資源の加熱処理基準の見直しということで、来年の4月から施行するということになっております。御心配をお掛けしないように、引き続き、現場の皆様方と意見交換を行いまして、確実に安全性を担保すべく、しっかり準備させていただきたいと思っております。

畜水産安全管理課、以上でございます。

○星野家畜防疫対策室長

動物衛生課の星野でございます。

牛肉の輸出の関係で、馬場委員の方から、しっかりと取り組んでほしいということ、それから豚熱、アフリカ豚熱につきましても、築道委員の方から、しっかりと対策を、それから輸入時の検疫の強化、そして鳥の高病原性鳥インフルエンザにつきましても、馬場委

員、岡本委員の方から、関係者との役割分担や、適正な運用ということで御意見を頂いております。また、水際の検疫の強化ということで、馬場委員、串田委員の方からも、しっかりと取り組んでほしいということで御意見を賜っておりますので、我々もしっかりとその辺を受け止めながら、今後、対応していきたいというふうに思います。また、詳細はホームページの方に載せておりますので、そちらの方も御覧いただければというふうに思います。

以上です。

○関村畜産企画課長

そのほか、三輪委員からの以前頂いた御意見につきまして、資料を用意しておりまして、資料3の後に資料が入っております。その資料の2ページ目を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症による影響についてまとめたものでございます。

コロナで一番影響を受けました肥育経営の状況を簡単にまとめてございますが、素畜費は、コロナの影響を受けた後、下がっておりまして、一方、配合飼料価格の方については変動がないことから、コスト全体では低落傾向で推移している状況でございます。

○高山食肉鶏卵課長

引き続きまして、食肉鶏卵課長でございます。

前回、三輪委員の方から、コロナの影響が、牛肉、豚肉、鶏肉、これらの供給状況にどういう影響があったかということでございまして、先ほどの資料の3枚目と4枚目を、この横の紙なんですけれども、お開きを頂ければと思いますけれども、まず、3枚目の方を御覧いただきますと、ここに牛肉の推定出回り量、国産、輸入、それから鶏肉、豚肉と。それぞれ国産と輸入についてまとめてございますけれども、やはりこれで見るとれますのは、豚、鶏については家計消費が中心であったということで、緊急事態宣言があった4月を中心に、国産の出回りが多かったと。一方で、輸入食肉については、外食需要の減退を受けて、過去2年間と比べても下回る水準で出回っていたということでございます。

次のページ、4枚目にもう少しトータルでございましてけれども、これ、右端の方の1～10月の累計ということで御覧いただきますと、国産の食肉につきましては、対前年を上回る水準と。輸入の食肉につきましては、前年から減少ないし横ばいという状況でございました。

以上でございます。

○三輪部会長

ありがとうございます。

各委員の御意見に対する御回答を頂きまして、ありがとうございました。

続きまして、本日付で農林水産大臣から、食料・農業・農村政策審議会に諮問がございますので、牛乳乳製品課長から諮問文の朗読をお願いいたします。

○水野牛乳乳製品課長

諮問文の朗読をさせていただきたいと思います。

資料の５－１でございます。

２生畜第1439号。

令和２年12月10日。

食料・農業・農村政策審議会、会長高野克己殿。

農林水産大臣野上浩太郎。

諮問。

畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第６条第３項（同法第８条第３項及び第15条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和３年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり留意すべき事項について、貴審議会の意見を求める。

以上です。

○三輪部会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、当諮問に関しまして、牛乳乳製品課長より御説明をよろしくお願いいたします。

○水野牛乳乳製品課長

資料の５－２でございます。

まず、おめくりいただきまして、令和3年度加工原料乳生産者補給金の単価等の算定概要について、御説明いたします。前半に算定のその考え方を御説明いたしまして、後半にその考え方に基づく算定結果をお示ししてございます。

めくっていただきまして、令和3年度、赤と青のグラフが付いているところですが、令和3年度加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金単価のイメージということでございます。

いずれも生産コスト等変動率方式、あと集送乳コスト等変動式方式という、変動率を用いて、前年の単価にその変動率を掛けて算定するという方式を取ってございます。

1枚おめくりいただきまして、補給金の単価の算定方法でございますけれども、生産コスト等変動率方式の概要をお示ししてございます。

中ほどに、囲みにありますとおり、搾乳牛1頭当たりの生産費の変動率を搾乳牛1頭当たりの乳量の変動率で除して算出いたしますと、生乳1kg当たりの生産費の変動率というものが算出されるわけでございますけれども、それを前年度の単価、今年度の単価に乗じることによって、令和3年度、来年度の単価を算定するというところでございます。

生産費の変動率につきましては、左下の方に図が描いてございますけれども、直近3年間の生産費を分子にとりまして、その1年前の3年分を分母に置いた上で、分子については本年8月から10月までの直近3か月、分母については1年前の8月から10月の3か月の物価に修正して、これによってその直近の物価を織り込んだ形で、昨年からの1年間の変動率、生産費の変動率を算出するという方法を取ってございます。

1枚おめくりいただきまして、集送乳調整金の単価の算定方法でございます。

これも補給金の単価の算定と同様に、3年分、3年分を取って、それにその直近の物価を乗じて、集送乳の変動率を見るという形でございます。

1枚おめくりいただきまして、次に交付対象数量の算定方法でございますけれども、加工原料乳に対して交付される補給金及び調整金については、その交付される総交付量の最高限度として、この交付対象数量というのを設定しているところでございます。

総交付対象数量につきましては、下にありますように、推定乳製品向け生乳消費量から、カレントアクセスの輸入量及びT P P、日 E U・E P Aの関税割当数量を控除した形で算定をするという形になってございます。

それでは、算定結果について御説明させていただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、これも赤と青のグラフが付いているところがござい

ます。まず、補給金の算定及び集送乳調整金単価の算定の結果ということでございます。左が本年度の単価でございます。右が令和3年度の単価の算定結果という形になってございます。

まず、下の青いところでございます。これは補給金の単価でございますけれども、こちらについては、本年度より5銭低い、8円26銭という形になってございます。次に、上の赤い部分でございます。この集送乳調整金の単価でございますけれども、こちらの方は、本年度より5銭高い、2円59銭という算定結果になりました。合わせた単価については、本年度と同額の10円85銭という形になってございます。

1枚めくっていただきまして、単価の算定の詳細でございます。

搾乳牛1頭当たりの生産費の変動率につきましては、子牛価格の下落による副産物収入が減少傾向で推移しているという、いわゆる上げ要因がございますけれども、一方で、光熱動力費であるとか労働費が減少傾向で推移してございますので、それを合わせて算定いたしますと、1.0070という形になります。これは変動率になります。

あと、搾乳牛1頭当たりの乳量の変動率につきましては、搾乳牛1頭当たりの乳量が増加傾向で推移しているということでございます。これが1.0134という算定結果になります。

これから、生産費全体の変動率を見るわけでございますけれども、それを計算した結果、0.9937となりまして、これを令和2年度単価である8円31銭に乘じるという形になりますけれども、それを乗じた結果、8円26銭という結果になります。

続きまして、集送乳調整金の単価でございます。

同様に算定結果を計算するわけでございますけれども、まずは集送乳の経費の変動率でございますけれども、燃油費が減少傾向で推移しています。これは単価の下げ要因になりますけれども、一方、集送乳に係る輸送単価が増加傾向から上げ要因になります。これを踏まえて算定した結果、1.0114という形になります。

次に、集送乳量でございますけれども、加工原料乳の集送乳量が若干減少傾向で推移したということもございまして、0.9913という形になりました。

これを踏まえて、集送乳調整金の変動率、変動コスト、全体を見てみますと、1.0203という形になりまして、これを令和2年度の単価でございます2円54銭に乘じますと、令和3年度の単価は2円59銭という形になります。

続きまして、令和3年度の加工原料乳生産者補給金の総交付対象数量でございます。

繰り返しになりますけれども、総交付対象数量は推定乳製品向け生乳消費量から、カレ

ントアクセス及びT P P、日 E U・E P Aの関割の数量を控除して算定いたします。

下の表にお示ししている項目のうち、総交付対象数量の算定に直接影響しますのは、左の記号のところにありますD 3の推定乳製品向け生乳消費量でございますけれども、それについては、国民1人当たりのバター、脱脂粉乳、生クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳、国産ナチュラルチーズの消費量等から算定してございます。

令和3年度は、業務用消費量の回復によって、令和2年度を上回るというふうに推定してございます。この推定結果を図にしたものが次のページでございます。

令和3年度の国産生乳需給の見通しでございます。

総交付対象数量については、ピンクで示されてございます推定乳製品向け生乳消費量である367万トンから、右上のカレントアクセス輸入量14万トン、あとは令和3年度のT P P11、日 E U・E P A関割数量の約8万トンを差し引いた結果、令和2年度と同じく345万トンという形になります。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わります。

○三輪部会長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、食肉鶏卵課長より諮問文の朗読をお願いいたします。

○高山食肉鶏卵課長

それでは、食肉鶏卵課長でございます。

諮問文を朗読させていただきます。

資料6－1を御覧ください。

農水大臣から、食農審高野会長への諮問でございますが。

諮問。

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）第5条第7項の規定に基づき、令和3年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項について、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続きまして、当諮問に関しまして、御説明をよろしくお願いいたします。

○高山食肉鶏卵課長

それでは、諮問に関しまして、お手元の資料6-2の算定概要という資料に基づいて、御説明させていただきます。

まず、おめくりいただきまして、1ページ目でございますが、この肉用子牛生産者補給金制度は、ページの上段の枠内がございますとおり、1つ目は牛肉輸入自由化後における肉用子牛価格の低落に対処すること。それから、2つ目としまして、中長期的には肉用牛の生産合理化によって、輸入牛肉に対抗し得る国産牛肉価格の実現を図ること。これらを目的としております。それぞれ保証基準価格、合理化目標価格を定めておりまして、下の図にあるとおり、保証基準価格54万1,000円、それから合理化目標価格42万9,000円というのが令和2年度の水準でございます。

それぞれの価格の趣旨でございますが、吹き出しを設けております。保証基準価格は肉用子牛の再生産を確保すると。それから、合理化目標価格は輸入牛肉に対抗し得る肉用牛生産を確立するというところでございます。

保証基準価格から合理化目標価格までの間につきましては、国が10分の10を補填。それから、合理化目標価格を下回った分につきましては、国、県、生産者、それぞれ積み立てたお金から9割を補填するという仕組みでございます。

次のページにいただいていただきまして、子牛価格の算定方式につきましては、平成30年12月にTPP政策大綱に基づいて修正をしております。図の式は見直しの前と後の保証基準価格の算定式です。

従来は、自由化前の7年間、昭和58年2月から平成2年1月までの農家販売価格をベースとしておりました。これを見直し後で御覧いただきますと、生産費ベースの価格に修正しております。この生産費ベースの価格につきましては、見直しの直近7年間、すなわち平成23年度から平成29年度までの生産費をベースとしておりまして、平成30年12月30日からこの算定方式を適用しているというところでございます。

1枚おめくりいただきまして、乳用種、それから交雑種につきましても、今申し上げた和子牛と同様の見直しをしておりまして、和子牛の式と比較していきますと、違うところは品種格差係数の部分のみです。和子牛の場合は、黒毛、褐毛、その他の肉専用種の短角

や無角といった種類がございますので、品種格差係数を設けておりますけれども、交雑種や乳用種については、このような計算は行っていないというところでございます。

それから、更におめくりいただきまして、4ページ目、合理化目標価格の算定式でございます。

従来は、1等から3等級をベースにした輸入牛肉対抗価格、こうしたものを取っておりますけれども、それを4等級、5等級も加えまして、全等級をベースとしたものに直してございます。赤字の部分がそれに当たりまして、輸入牛肉に対し、よりしっかりと国産牛の品質のよさを見ていくという形になっております。

5ページ目をおめくりいただきまして、乳用種、交雑種についても、先ほどの和子牛との相違は品種格差係数の計算と。これがないという点のみで、基本的には同じ考え方でございます。

算定結果の概要ということでございます。

おめくりいただきまして、6ページを御覧いただきますでしょうか。

保証基準価格の結果の概要です。

今しがた申し上げましたルールに則しまして、令和3年度の子牛価格をこの算定式で算出してまいります。水色の部分の基準価格、これは固定です。次に、黄色の生産コストの変化率ですけれども、分母は平成23年度から29年度の期間を固定した生産費でございます。そして、分子ですけれども、ここは毎年変化する部分でございます。今年令和3年度の生産費の推計値が入ります。それから、品種格差係数につきましては、直近7年間ということですので、平成25年から令和2年の7年間の取引価格を基に算出してまいります。

実際の計算結果ということで、7ページを御覧いただきたいと思います。

まず、上の方を御覧いただきますと、初年度の保証基準価格の算定に用いた生産費ベースの価格に、基準期間の生産費を分母として、それから令和3年度の実生産費を分子として、この変化率を掛けます。この価格は農家の出荷段階における販売価格、いわゆる庭先価格でございます。保証基準価格は市場価格ベースですので、この庭先価格から物流経費や手数料等を加味した市場価格に換算するために、市場取引価格換算係数を乗じます。最後に、品種格差係数を乗じて、黒毛、褐毛、その他の肉専用種ということで価格を算出してまいります。その結果が、黒毛和種が54万1,000円、それから褐毛和種が49万8,000円、その他肉専用種が32万円ということでございます。

1枚おめくりいただきまして、乳用種・交雑種でございます。

和子牛との算定の相違点は、品種格差係数がないという点でございます。

実際の計算結果が、次の9ページでございます。

和子牛と同様に計算いたしますと、乳用種が16万4,000円、交雑種が27万4,000円ということでございます。

引き続きまして、合理化目標価格の算定です。

10ページを御覧いただきたいと思います。

まず、水色の部分の輸入牛肉対抗価格ですけれども、この価格を算出するに当たっては、輸入牛肉の価格に国産プレミアムを勘案した数字としてございます。ここから、肥育経費を引いて、肥育農家が購入してきた子牛の価格を算定いたします。そして、この価格が庭先価格でございますので、これも市場取引価格換算係数を掛けて、市場価格に戻しまして、最後に品種格差係数を乗じてまいります。

実際の計算結果が、11ページを御覧いただきたいと思います。

そうしますと、黒毛和種が42万9,000円、それから褐毛が39万5,000円、その他肉専用種が25万3,000円ということでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、乳用種・交雑種でございますが、計算式としては、基本的には和子牛と同様。品種格差係数も、これはございませんと。

最後に、実際の計算式が13ページでございますけれども、乳用種が11万円、それから交雑種が21万6,000円となります。

最後に参考がございしますが、私からの説明は以上でございます。

○三輪部会長

御説明ありがとうございます。

それでは、農林水産省からの説明につきましては以上となります。

これより、委員の皆様から御意見を伺いたいと存じます。また、これより頂く御意見につきましては、事務局にて簡潔に整理していただきまして、この部会の場で皆様方の御承認を頂いた上で意見の概要という形で取りまとめ、今後の施策の展開の参考にさせていただきたいと考えております。また、これにつきましては、部会終了後、公表いたしたいと考えております。

それでは、早速ではございますが、質疑応答、意見聴取に入りたいと思います。

委員の皆様におかれましては、それぞれ10分程度で御発言をお願いしたいというふうに存じます。4人ずつ区切らせていただきまして、御意見をお伺いし、その後、事務局側からまとめて回答を頂くという形で進めさせていただければと思っております。

また、現段階ではございますが、諮問内容に関する賛否につきまして、こちらは後ほど、別途、改めて皆様お一人ずつお聞きいたしますので、これから御意見頂戴するときには、現時点では賛否については触れていただく必要はございませんので、その旨、御理解いただければ幸いです。

それでは、早速ではございますが、大山委員、岡本委員、小山委員、串田委員の順番で、御意見いただければと思います。

大山委員、よろしくお願いいたします。

○大山委員

ありがとうございます。

事前にお送りした、私からの御意見に対しては、先ほど御返答を頂きましたので、その点については省略いたしますけれども、まずもって、春からの子牛価格なり、枝肉価格の、非常に急落があったということで影響を心配したわけですが、牛マルキンであったり、和牛になりますけれども保管対策の基金によって、こういうものを迅速に対応していただけたおかげで、影響というものが長期間に及ばなかったと。明るい兆しも見えてきたのかなというところで、非常に対応が迅速に頂けたことに、まず感謝申し上げたいというふうに思います。まず、肥育農家が、やはり経営を続けていけるというような意識を持てたということが非常に重要だったのではないかなというふうに思いますし、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それで、今日、御説明いただいた中で少し思ったことをお話ししておきたいと思いますが、総合的なT P P等関連政策大綱ということで御説明いただいたわけですが、牛肉に関しては、5年後に5倍の1,600億円というところを目指すという、非常に意欲的な目標が掲げられている品目だというふうに理解しております。

その中で、特に15産地を選んで、重点的に支援をしていくというような報道を耳にしているわけですが、今、恐らくその産地について、どうするのかということを考えておられるのではないかなというふうに察するわけでありますが、そのような中、どういう方法で。そもそも産地というものがどのような規模のものを指しておられるのかと

ということであったり、その15産地をどういう基準で選んでいくのかということであったり
ということは非常に興味のあるところでもありますし、結果的に産地間の格差というものが
生まれかねない懸念というものも同時に感じているところでもあります。

ただ、こういうことはどこかを皮切りにして始めないと、どうしようもないということ
も事実でしょうから、今回の15地域についてはそういったことの対応になるのでしょうか
けれども、後々は、高い意識を持ってやられている他の地域についても同様に支援をしてい
ただければというふうに思いますし、もう一つ言えば、それほど活発ではない地域の中
でも、非常に頑張っておられる農家さんというのももちろんおるわけですので、そういった
意欲的な農家さんというものを、経営体というものをどうやって拾っていくのかというこ
とについても十分に検討いただいて、支援を頂きたいというふうに思っているところであ
ります。

あと、飼料に関しては、少しコントラクターの件で御回答いただいたので、それで結構
なのですけれども、高山課長から牛肉の買い負けというものの御指摘もあったわけですが
けれども、もう少し言えば、やっぱり新興国、諸外国での畜産産業の拡大というところで、
今度、餌の買い負けという時点での競争というものも、もちろん生じてくるでしょうし、
それから干ばつ等の自然環境の変化で生産量の低下ということも考えられますので、そう
いったことも考慮しながら、日本における畜産の最優先課題だというふうに、飼料は認識
しておりますので、そういったところにも、これから、これまで以上に御支援をお願いし
たいというふうに思います。

私からは以上です。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、岡本委員、よろしくお願いいたします。

○岡本委員

日本飼料工業会の岡本でございます。

ただいま御説明のございました諮問内容については、私から、特に質問はございません。
せっかく発言の機会を頂きましたので、最近の畜産をめぐる情勢に関して、1点お願いを
したいと思います。

既に文書にて提出して、御回答も頂いている内容と重複してしまうかもしれませんが、我々、飼料業界におきましては、現下の最大の緊急課題は鳥インフルエンザ対策でございます。今日も1例発生しておりますけれども、西日本ではかなり広い範囲で鳥インフルエンザが発生しております、まずは国、県による迅速な対策、防疫対応に感謝申し上げます。

鶏肉、鶏卵は日本の国民にとって、最も安価で良質なたんぱく質であるということもありまして、安定的な供給のためにも鳥インフルエンザの感染拡大を防いでいかないとけないという思いは、我々、飼料業界も皆さんも共通の認識であると思います。

我々、飼料業界でも、飼料の供給という立場から、飼料工場での防疫体制を更に強化しておるところでございます。一昨日の大臣会見におきまして、全ての農場の飼養衛生管理者に防疫対応についての自主点検をお願いするとの報道がございましたが、感染拡大を防ぐための重要な取組だと思います。この自主点検を実効性のあるものとするために、国、県からの更なる御指導をお願いしたいと思います。

この鳥インフルエンザの拡大ですが、種鶏農場、それから肥育農場、さらにはそこから供給される卵、鶏肉を処理するパックセンターあるいは処理場、それからその先につながるスーパー、消費者というサプライチェーンの中で非常に大きな問題になっておりまして、特に処理場、パックセンターは、卵、鶏肉の供給が減少している中で操業が低下しておりまして、この感染拡大を防ぐためにも、防疫体制の一層の強化と、それから搬出制限の適時の対応ということを改めてお願いして、私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○三輪部会長

ありがとうございました。

続いて、小山委員、よろしくお願いします。

○小山委員

宮城県で繁殖農家をしております小山と申します。私は繁殖農家で、小さな農家の代表ということで、現在、地元では、やっぱり私のところでは、草地を起こしてといいますか、土地を耕して、草から全部やったり、もう一貫的な繁殖農家の地域なんですね。

それで、農地の話になっちゃうんですけども、その農地から取った草とか飼料作物で

牛を飼っているという地域なんですけれども、現在、どんどん放牧地とか、荒らされてきてしまっているという現状があるということと、あと、今回コロナで、この政策で、冷蔵庫の方の肉のはけ具合とか、その段階段階を通して、やっぱり子牛農家にも先月からそれなりにいい値段のお金が回ってきたとか、やっそこっちの方に回ってきたという、その政策の方にもすごい敬意を表しております。

以上でございます。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、串田委員、よろしくお願いいたします。

○串田委員

串田です。よろしくお願いいたします。

まず初めに、酪農・畜産の維持・発展に対しまして、努力していただいていますことを厚くお礼申し上げるところでございます。

本日、諮問を含めた中で、御説明いただいた中で、私も意見ということで各提案、意見、出させていただいたところでございます。

今現在、酪農におきましては、生乳生産におきましては、過去からの畜産クラスターを含めた各事業に対した中での維持・発展ということで、非常に順調に生産の方を進めさせていただいているところでございます。

それに対しまして、やはり次の課題ということが次々と見えてきているということでございますけれども、何より、今回の諮問に対する単価等を含めて、今現状の、現場での声に対して評価いただいているのかなということでございますけれども、私ども酪農家、酪農、乳生産者にとりましては、やはりこの生乳に対するところでの経営ということでございます。個体価格販売の方も、近年非常に高騰した中で、そういった副産物の収入のこともありますけれども、やはり基本は生乳生産によった収入ということで、何を申しますということは、やはり一番より安定した計画的な投資、そしてまた経営内容ということで、それが非常に重点的に考えられるのかなと思いますけれども、今年、過去にない、記憶にない新型コロナの影響ということで、春先の大幅な急激な需給緩和ということで、多くの関係者、農水の方も含めて対応していただいたということで、生乳処理の方も一滴も捨て

ることなく処理していただいたんですけれども、こうした安定的な経営に対しましての、今回、脱粉含めて、バター在庫がやはり積み上がってきているということで、先ほどの説明の中でも、脱粉に関しましては、飼料に対する展開ということで適正水準の方に向けた、数値の方もいっていただけるのかなと思うんですけれども、そしてまた、バターに対しましても積み上がってきているということで、先ほどの説明の中では、今後、年末に向けた需要増ということで、それを見ていくということでもありますけれども、やはり予測の下でのことでもありますし、私どもももちろん期待しているところでございます。ただ、急激なこの積み上がった在庫に対しまして、今後の安定的な処理問題に対しましては、やはり非常に不安材料が懸念されるところでございます。そういった意味でも、脱粉の対策と同様にバターに対しましても、今後、まずは適正水準にまでできるような対策を期待しているところでございます。今後、3次補正を含めた予算の関係もありますけれども、やはり何らかの措置によって、一度、脱粉と同様に適正な方に持っていけるような対策を検討していただきたいということでございます。それに関しましては、できれば、この場でもって、今のお考えがあれば御回答いただければなというふうに思っております。

それと、また今、こうやって生乳生産の方も増えているんですけれども、それに対する労働力問題ということで、特にヘルパー問題に対しましては、やはり非常に重点的に取り組んでいただいているというふうに認識しております。

今後、更なる一戸当たりの増頭を含めた中で、労働時間の問題と含めて、やはりよりヘルパーの方の確保を含めた、又はヘルパーの方のしっかりとした職業に対する手当てということで確立できるような取組の方も、今現在、いろいろ検討していただいていると思うんですけれども、よりそういった中でスピーディーに対応していただければというふうに思います。

また、この生産増に伴った家畜ふん尿処理問題、やはり非常に、今懸念されているところでございます。説明のあったとおり、バイオガスプラント等、処理に対する新たな取組ということで現在も進んでいると思うんですけれども、どうしてもFITの問題を含めた維持経費の増ということで、非常にやはり今、懸念されているところでございますし、消化液等の処理問題も含めた中で、現在、非常に懸念材料としてあるところでございます。

今後、生産増に向けた数量的なものもありますし、それに伴うふん尿処理の増ということで、もう同時にここも対策していかなければ、社会上含めて、やはり酪農・畜産産業が社会上認められないのかなということで、改めてしっかり社会に対して、取組をしている

というような姿勢をしてまいりたいと思いますので、そういった対策の方も御検討、今検討いただいておりますけれども、更なるスピードを図っていただいた中で取り組んでいたければなというふうに思っております。

最後になりますけれども、やはり今回コロナ禍によって、食料問題がこの春出てきたと思います。先進国含めた中で、自国の守るという点から、クローズアップまでは行きませんでしたけれども、やはり自国を守る食料ということで先進国は動いたと思います。そういった中で、現在の日本の食料自給率含めた、又はこうやって急激な予測の不可能な状況に対する、しっかりとした食料を確保するという観点からもしっかり、もちろん酪畜だけではございませんけれども、取り組んでいけるような方向性を持っていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○三輪部会長

ありがとうございました。

それでは、今、4名の委員から頂きました御意見、御質問につきまして、事務局より御回答ございましたら、よろしくお願いします。

○高山食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課長でございます。

まず、大山委員の方から、牛肉の輸出に関連して、5年後1,600億円という、非常に意欲的な目標を掲げている中で、モデル産地の15産地というのはどんなイメージかと。そして、また、じゃ、ほかは置いていくのかと。そういった御質問、御指摘がありました。とても大事なポイントだと思います。

それで、我々、今この牛肉については、政府としての農産物食品の輸出の中でも非常にポテンシャルのある中核的なアイテムということで、高い期待を関係者が持っているところでして、我々としてもそういう期待を受け止めて、関係者の方々と一緒に進めていきたいと思っているわけなんですけれども。それで、このモデル施設で15と申しております。

それで、モデル的にやるということですから、やはり高いレベルで進めていける。まずは、今、アメリカに輸出ができる施設というのが全国に15ございます。これは高い衛生管理水準を備えているということで、アメリカに認められて、そこから出しているわけです。

それで、この15というのははっきりと決めているわけではないんですけれども、やはりモデル的にやるということになると、こういう、アメリカにも出せると。こういう施設を中心にモデル的に進めていきたいなということで考えております。

それで、この施設が今15あるわけですが、やはりこれを中核として、現在でもこれらの施設というのは農協系統の施設もあれば、それから商系の施設もあるわけですが、もうそれぞれが産地の生産者の方々、それから輸出事業者の方々と、実際にビジネスで結びついて、現在輸出を行っておられるという状況がございます。こうした、今あるこのベースというのを後押し申し上げたいということで、先ほども少し御紹介しましたが、産地の特色を生かしたプロモーションみたいなものもありますし、それから、アメリカからの求めで懸垂放血をするとシミが出るぞと。こういうものの対応などもございます。施設整備のみならず、こういうソフトの取組も支援をしていきたいというふうに考えております。

それで、じゃ、それほど活発でない産地はもう置いていかないよという、大変貴重な御指摘を頂きました。我々としても、まずはこの15施設というのをモデルとして、正に先ほどのお言葉、大山委員からありましたけれども、皮切りにというイメージなんですけれども、こういうところでどんどん進めていきたいと思っていますし、このモデル産地の15というのは、15を充実させつつ、この数もやはり増やしていきたいというふうに思っております。

あわせて、アメリカとかEUとかに出そうとすると、物すごく要求水準が高いわけですが、それ以外の地域にも輸出の売り先というのを広げていきたいと思っております。それは欧米だけじゃなくて、アジアしかりということなんですけれども。そういう意味で各産地、いずれの産地においても、やはり国内市場が小さくなっていく中で、輸出に取り組んでいくと。それぞれの果たしていただく役割というのは大きいと考えておりますので、15のモデル産地、これを皮切りに輸出の輪というのを広げていきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

○水野牛乳乳製品課長

牛乳乳製品課長の水野でございます。

串田委員の方から、需給緩和の対応についてお尋ねがございました。

串田委員の方からも御説明がありましたけれども、脱脂粉乳については、今年の春先に餌用等に仕向けるということで、50億円事業を付けさせていただいて、今、正に事業を活用させていただいているところでございます。

脱脂粉乳は、一番多いときは8万6,000トンを超えてございましたけれども、今現在では8万トンぐらいまで減っているわけでございます。ここから、我々としては、その事業であと2万トンほどは消化されるというふうに見込んでいるところでございます。また、脱脂粉乳については、今ヨーグルトも堅調だというふうに聞いてございますので、そういったものも影響して、できればもっと脱脂粉乳が消化されればというふうに思っているところでございます。

あと、バターについてでございますけれども、今現在、3万8,000トンほど在庫があるわけでございまして、これは昨年度と比べて、約1万トンほど増えているというような状況ではなかろうかと思っております。

こちらについては、まず、今年、国家貿易で9月に6,000トン輸入枠を減らしましたけれども、来年の1月に令和3年度の輸入枠数量を設定いたします。今の需給の状況をしっかりと見て、設定することになろうと思います。まずは、その1点があろうかと思えます。

あと、加えて、脱脂粉乳と同様に何かしらの対策ということでございますけれども、これ正に今、今年度の3次補正の編成作業をやっているところでございまして、我々としても、その点については十分認識した上で、補正の編成に臨んでいるところでございますので、そこはお約束というわけではございませんけれども、我々を信用させていただいて、ちょっと待っていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○関村畜産企画課長

畜産企画課長でございます。

串田委員の方から、御意見のありました酪農ヘルパーにつきまして、先ほど要員確保の重要性について申し上げましたが、特に酪農ヘルパーの待遇改善について、今後しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

また、食料自給率の話に関連する話がございました。需要に応じた生産というのを、現在進めておりますが、特に肉用牛と乳用牛につきましては、増頭・増産を強力に進めているところでございます。こちらにつきましても、引き続きしっかりと取り組んでまいりたい

いと考えております。

○相田家畜遺伝資源管理保護室長

畜産振興課の相田でございます。

串田委員の方から、家畜排せつ物処理施設の整備の推進についてお話がございました。

家畜排せつ物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、排出者である畜産農家が自らの責任において、適正に処理しなければならないものとされております。また、家畜排せつ物につきましては、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づきまして、野積み等の不適切な管理を禁止しております。

一方で、このような中、家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進が図られるよう、これまで農山漁村地域整備交付金による共同利用の堆肥舎整備ですとか、畜産クラスター事業による環境優先枠の措置、また、堆肥の高品質化・ペレット化や、高度な環境対策に必要な施設の整備、低コストな補修や簡易堆肥舎の整備等、様々な実情に応じた中で対応できるよう、支援措置を講じさせていただいているところでございまして、引き続き、家畜排せつ物の処理施設の機能向上を図るための施設整備や長寿命化等、こういったことについて支援をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○富澤飼料課長

飼料課長でございます。

大山委員から、世界的に今後干ばつとか餌の飼料の買い負けということもありますので、自給率の向上が重要だということでお話しいただいております。

飼料自給率につきましては、食料・農業・農村基本計画の中で、令和元年度、飼料全体で25%の自給率ということでございますけれども、令和12年度には34%まで上げようということで目標を定めてございます。

粗飼料については、今、77%自給ということでございますけれども、これを100%に。濃厚飼料については、12%を15%というような形で進めてまいりたいということでございます。

先ほどの説明と重なる部分がございますけれども、飼料生産の基盤整備や飼料生産組織、コントラクターの充実・強化、またさらに、耕作放棄地等を活用した放牧の推進、さらに

農場残さや食品残さ等の活用。また、子実用とうもろこしの生産、国内でなかなか進まないところがありますが、そういったところの推進、あと飼料用米等の活用ということで、引き続き自給率向上、安定的な確保に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、小山委員から、鳥獣害被害等で飼料作等の被害というようなこともございました、鳥獣害の関係につきましては、ほかの農産物も含めて非常に害の大きいところでもありますので、省を上げて、1つは鳥獣の頭数を減らしていくということもございまして、侵入しないような防止というのもございますので、総合的に支援していくというようなことかというふうに考えております。

以上でございます。

○星野家畜防疫対策室長

動物衛生課の星野でございます。

岡本委員の方から、高病原性鳥インフルエンザの対策につきまして、飼養衛生管理基準の自主点検の実効性のあるものにとということ、それから、移動制限に掛かったときの出荷ができるような適用の例外の措置というお話を頂きました。

もう御承知のとおり、高病原性鳥インフルエンザにつきましては、これまで11月5日に香川県をはじめ、8県21の事例で発生をしております。その後、野鳥の方からもウイルスが取れておりまして、疫学調査チームでもその原因ということで、渡り鳥がウイルスを運んできた可能性、あるいは飼養衛生管理基準の徹底が一部不備があったようなところもございますので、そういったところを指摘を受けているところでございます。

そのようなことを踏まえまして、12月7日の農林水産省の鳥インフルエンザ防疫対策本部の中で、大臣の方からも、基本的なことではございますが、飼養衛生管理基準の遵守の徹底、これを自主的にしっかりと調べていただくことが必要あるだろうということでメッセージを発信させていただいております。その中で、国だけでなく、都道府県あるいは生産者、関係者、みんな一丸となって、各農家さんそれぞれに飼養衛生管理者というのがございますので、しっかりと基準が遵守されているのか、それを点検していただくことを、今行っておりますので、御意見も踏まえまして、本当に実効性のあるものに、我々もしていきたいというふうに思っているところでございます。

また、移動制限が掛かったところの適用の除外での出荷というお話がございますけれど

も、まずは御理解を頂きたいのは、ウイルスの封じ込め。発生したところにウイルスがいるのは間違いございませんので、その防疫措置をしっかりと、特に迅速に取っていただくことが非常に重要だというふうに考えております。

その中で、ある程度封じ込めができたというふうに理解されれば、一定の要件を設けて、制限の適用の除外というルールもございますので、そこは現場の声を聞きながら、順次させていただき、実際、今までさせていただいているところでございます。

特に、食用卵につきましては、検査も速くスピーディーにやっておりますので、需給に影響を与えるようなことはないように、それは取り組んでいかなければいけないと思います。

いずれにしても、我々、まずはウイルスの封じ込めということが大事だと思っておりますので、そこは御理解の上、是非、現場の方の御協力もよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○三輪部会長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

御回答ありがとうございました。

それでは、お時間になりましたので、ここで一旦中断とさせていただきますして、お昼休みとさせていただきますというふうに思います。13時より午後の部を再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局より、補足等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○関村畜産企画課長

各委員の皆様方の御昼食につきましては、別室の方にてお弁当を用意させていただいておりますので、係の者から御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時02分 再開

○三輪部会長

それでは、これより午後の部会を再開させていただきます。午前からの続きで、続きまして、里井委員から西尾委員まで、4名御発言いただければと思います。

それでは、里井委員、よろしくお願いいたします。

○里井委員

ありがとうございます。里井です。今日はよろしくお願いします。

若干、午前の御意見とも重なる部分があるかなということと、前回からの続きということで、多少重複することがあるかとも思いますけれども、よろしくお願いします。

ふだんは、私、食全体に関わりながら、メディアを通じて情報発信するのが仕事としております。一言、全体として、ちょっと最近の傾向も踏まえて、意見を申させていただきますと思うんですが、まずは今日の丁寧な資料作成はもちろん、発表もそうですし、本当に、まず感謝とお願い事になるかと思います。

今年は、皆さん御承知のように、本当に異例の年となっております。我々の、この畜産・酪農に関しましても、去年皆さんと討論し合ったときから、まさか来年こういうことで話し合うことになっただろうかというような御記憶もあるかと思うんですが、まず、一番最初に思うのは、本年4月からの新たな酪肉近代化基本方針という下が設定をされての今年でございます。確かに、いろいろコロナですとか、本当に鳥インフルとか、突発的な状況ということが揺さぶってはいますけれども、いま一度、何を本当に一番強化したいと思っていたかということの、この方針の下、ぶれることなく、どうぞお国の皆様はそれを絶対に揺らさないということをまず基本に振り返り、多少の検証も踏まえての御政策を今後も続けていただけたらと思っています。

個人的な意見の中にもなるんですが、やはり今もう一番、生産基盤の強化、それから各全体の、家族経営でされていた、本当に基盤を支えてくださっている皆様の、人を支える、そのために何をすべきかということを実際に長く話し合ったと思います。そのことをもう一度思い出していただきながら、いかにそれが確保して、大丈夫であったかという検証の結果ということも、毎回お伺いできたらと思っています。

そして、もう一つのキーワードの国際競争力の確保をしていかななくてはならない国産の食材の魅力、酪農・乳業に関しても、国で作っているものがいかにいいかということのPR、これも常にその状況というのを、世界情勢も踏まえて、またお知らせいただけたらな

というのが来年への期待です。

ちょっと簡単な例になる、簡単なというか、分かりやすい消費者目線からの分析で、いろんな方にお話を伺いますと、やはり今年、プラスワンプロジェクトという言葉のキーワードが物すごく消費者の中からも出てまいりました。それは本当に感謝すべきでして、例えばコンビニエンスの、牛乳の製品、デザート業界の方々からもそうだったんですが、コロナの最中、巣籠もり需要というのもあってで、本当に牛乳をたくさん取ろう、牛乳をあともう一本買おうという活動の中、消費者も一体になって応援していた姿勢というのが垣間見られ、先月、皆さんにそういうお話を伺ったときにも、すごくそれが印象に残っていたというお声をたくさん頂戴いたしました。

一方、日本、いいところでもあり、悪いところでもあるのか、多少それが充満してしまい、みんながそういうことに慣れてきてしまうと、確かにそのとき巣籠もり需要も高まり、余りかけていた牛乳・乳製品というものの緩和にはつながったとしても、恐らく国全体としてはそこまで、まだまだ苦しい思い、まだまだこれから難関を抱えているんだという問題が残している一方で、消費者の中では何となくそれももう蔓延化してしまっていて、身近にそのプロジェクトのPRが届かなくなると、もう緩和されたのかなというふうに錯覚もしがちであると。それぐらい、今、食の情報というものが左右されながら、いろんなところで振り回されている状況もあるかと思うんですね。ですので、そういうプラスワンプロジェクトもそうですし、本当に最近では農水省がSNSを使ってくださったり、いろんなところでの情報発信をされているという姿勢を、今後も問題解決や、それから新しい提案を踏まえても両方の面から消費者にも分かりやすく届くような姿勢というのを、今後も、是非続けていっていただけたらなと思っています。

そして、酪農・乳業関係に関してのちょっとの補足にもなるんですが、今、いろんなところで飲食業界、レストランも含めてなんですけれども、二極化という言葉が言われ続けてしまっています。これを申し上げると、何となく大手が残って、小さいところが倒れていってしまうというような発想、それもあるんですけれども、やっぱり会社全体として体力のあるところ、他業種にやっているところ、要はこのジャンルが駄目でもこっちが大丈夫だからとして会社が成り立っているという。要は、体力のある会社がずっと残っていて、残念ながら、やっぱりこのコロナに負けてしまい、もう精神も全てもやる気がなくなっていく、実際の借金にもなっていくということで、飲食業界からもう手を引かれるというような現象というのはすごく起きてきてしまっています。どうか、例えばもう酪農・乳業で

いいますと大手が残って、そういう差が出ないように、やはり小さくてもみんなが前を向いて、明るい希望を持って進んでいけるような施策のお力添えをお願いできればと思っています。

また、大きいところは大きいところでの悩みというものもたくさんあるかと思います。例えばそれが、本当に一例ではあるんですけども、よく言われます牛乳の輸送問題、これも、例えばですけども、こちらで余っているものがこちらにすぐに動くというような、それは農水以外の横の連携も必要になってくるかと思うんですけども、そういう、集送乳もそうですし、輸送の問題といったことも踏まえて、解決につながっていったらなと思っています。

そして、最後になるんですけども、今、二極化が進んでいるという中ででも、是非、国の皆様の御協力によって、精神的な面だけでも明るい希望が持てるような発信を一緒にしていけたらなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、須藤委員、よろしくお願いいたします。

○須藤委員

群馬の酪農をやっております須藤でございます。

今年は春の酪肉近を皆さんで仕上げまして、そこからコロナ、コロナで本当に大変だったんですけども、議論はしっかりできたのかなというふうに思っております。また、三輪部会長をはじめとして、農水の皆さん、そして委員の皆さん、本当に今年一年、大変お世話になりました。ありがとうございました。

そういったところで、今年も最後になるのかなと思うんですけども、まずは現場として、今コロナということが大変、潜在的に話題ということになっておりまして、ちまたで、地域にも今どんどん、群馬の方も大変陽性者が増えているというような状況で、例えば農場にコロナの感染者が出るというようなことが、もし今後起きないとも限らないわけでございまして、そういった場合に生産物である牛乳等が販売ができなくなるとか、例えば風評被害として収入が困難になるとか、その辺のコンプライアンス的なところを農水の皆さ

ん、国の方の考え方というのを、まず、今後のためにちょっとお聞かせ願いたいなというふうに、ひとつ思います。

それと、先般、群馬県などでも家畜の盗難が多発しまして、新聞報道等でも外国人がみたいなあれで話は聞いておるんですけども、最終的に決着というか、その辺収束しているのかどうなのかというのを、情報があったら、お聞かせ願いたいなと思います。

また、それを鑑みて、特に防疫というところも含めて、鳥インフルなんかも含めまして、日本の清浄国たるプライドというものを失うような状況というのが、今あるわけございまして、そういったところの抜本的な対策というのをちゃんとしっかり考えておられるのかというのをまず、その辺もお聞きしたいなということがあります。

それと、私どもは酪農をやっておるわけですけども、ちょっと細かい話になっちゃうんですけども、幾つか質問がございまして、例えば、生乳の需給構造の中で、国内の今、去年のデータですけども、生産量が736万トンということで、令和元年。この中身が、北海道が409万、都府県が327万トンということでございまして、この中身が仕向け先として、牛乳が、これ生乳、飲む方ですね、400万トン、それで乳製品向けで324万トンということで仕分がされております。736に12万トン、これ不足なんですけれども、これが多用途仕向けと8万トン、あと自家消費関係で4万トンということで帳尻合うわけですけども、この多用途仕向けというのはどういうものかというのはちょっとお聞かせ願いたいというので1つございます。

あと、もう一点なんですけれども、次のあれですかね、乳製品需給の推移のところでチーズが大変伸びているということがございまして、大変結構なことだと思っていまして、今の生乳の牛乳の生産状況というのが大変好調でございまして、もちろん、X精液といいますかね、性判別等が後押ししているんだというふうに思っていますけれども、この山を見ていくと、まず、大変生産過剰っぽくなっていくのかなというような予想もちょっと見えます。乳価等も段階的に上がってきて、大変、酪農家としては結構なことだと思っていますけれども、逆に生産過剰になって、今度値段が安くなっちゃうんじゃないかなという不安もぽつぽつある人は話なんか出ています。その辺はこれからのことなんで分からないわけですけども、昔のような生産調整、牛乳を捨てるみたいなことはまず今はないと思いますけれども、本当に皆さん、私たちも含めて、頑張って生産を伸ばしてきたわけですから、当然のことなんですけれども。逆に、そういうことも来年からは考えられるんじゃないかなというふうに推測されるんですけども、そういう場合のどういう対策というの

は何らかの形が出てくると思うんですけれども、ちょっと拙速なんですけれども、何かありましたら、お聞かせ願いたいなというふうに思います。

長くなっちゃってすみませんけれども、あと、経営なんですけれども、酪農の経営というのが、持続的な酪農経営というのも、これはもうもちろん一番大事だと思っています。特に、中で法人経営というのは、前もお話ししたんですけれども、経営力の強化がもうどんどん進んでいるわけですね。それで、適正な労働力の配分がなされて、後継者も育っています。一方で、家族経営、これが問題なんでございまして、ほぼ大体夫婦2人でやっている。365日稼働していると。もう労働配分も何もないわけですね。そういった経営を担っている方が主流で今やられているということで、その方が、片方が倒れられれば、もう廃業という宿命的なところが酪農にはございます。だから、そこに何とか抜本的な手だてを、本当にやるのかやらないのかということで運命が決まるというふうに思います。ですから、家族経営を放置するのであれば、言い方は悪いですが、失礼な言い方かもしれませんが、家族経営をそのままにしていけないのであれば、もっともっと戸数が、今、大体年間500戸ぐらいはリタイアしているわけでございまして、今、全国で1万4,000戸ですか。去年の話は1万5,000戸だったんですよ。今年は、もう1万4,000戸と。もう来年は1万3,000戸ということになるのかなと。これはもう皆さん、ちゃんと認識して共有して、酪農を本当に、そこをやるんだという覚悟で、是非取り組んでもらいたいと。大手はもう大丈夫なんです。ですから、法人経営はもう大丈夫だと思います、そういう意味では。確かに主力にはなるわけでございますけれども、家族経営の酪農の魅力度というのをもっと持ち上げるような策を、例えば副業若しくは酪農だけではない、例えばバターやチーズを作るとか、民宿を一緒にやるとか、例えばそういった、難しい話かもしれませんが、そういったところに興味を持てるような若い人を育てていくような、やっぱり方策もこれから必要なのかなと。酪農の牛乳生産だけにとらわれない、新しい酪農の形を模索していくと。創意工夫をもってやっていこうという、やっぱりそのリーダーシップを、是非、国が取っていただいて、酪農家の底上げをしていただければ、これが基盤強化に必ずつながっていくというふうに私は思うんですけれども。是非とも、農水さんだけではないと思いますけれども、もちろんその辺は分かっておりますけれども、指導をしていただきながら、是非頑張っていきたいというふうに思っております。

長くなりになりましたが、以上でございます。よろしくお願いします。

○三輪部会長

ありがとうございました。

続いて、リモートで御参加の砂子田委員、よろしくお願いいたします。

○砂子田委員

北海道の十勝で酪農家をしています、砂子田と申します。

今日は、皆さんもおっしゃっていたんですけれども、今回のコロナの影響で、影響というか、コロナがあつてということで、学乳が止まったりだとか、いろんなことがあつたけれども、そういう中でも私たち酪農家が普通に生産活動ができていたということとか、生乳が廃棄されないようにしてくださったのは、農水省も含め、いろんな方々のおかげだなというふうに思っているんですけれども、この状況が、本当にまた、いつどうなるかも分からないという感じでもあるし、今回そうやって需給を調整するために加工品というのをたくさん作ったと思うんですよ。脱脂粉乳だとか、チーズとか、バターとか、そういうものになったものを、実際にそれが何かうまく商品につながるような流れができているのかなというのはちょっと不安で、先ほど、脱粉の話はヨーグルトだとか、今後、飼料用にみたいな話もされていたと思うんですけれども、チーズとかバターとかもちゃんとうまいこと消費が回るようになるのかなというのは、少し心配なところだなというふうに思っています。

あと、そのほかにも、先ほどヘルパーの話とかもしていたんですけれども、本当に今、酪農業界の中でもいろんな場所で人手不足というのは深刻だなというふうに思っていて、もちろんヘルパーもそうですし、牧場の従業員さんもなかなか集まらないというのもありますし、私たちこうやって、みんな今、畜産クラスターとかそういうことがあるので、増頭して規模を大きくしたりしている農家さんもたくさんいるんですけれども、そうすると、結構、今、現場で働いていてよく思うのが、増頭したということは、ロボットだとか機械を新しく入れ替えたとか、そういうことをみんないろいろやっているんですけれども、それに対応してくれる企業さんが、企業というか、会社というんですか、修理とかしてくれる人がなかなか来てくれないとか、何かそういうのも結構あつて。それはその会社の問題だといったら、それまでなんですけれども、本当にそれに関わっている人たちがもう何か寝る間も惜しんで、いろんな牧場を回ったりとかしている姿を見ると、何かこう、弊害じゃないんだけれども、そういうふうにそういう人たちにも結構影響が来ているんだなとい

うのをつくづく感じています。

それと、あと増頭しているということは生産量も増えているわけで、生産量が増えているということは、集荷に来てくれるローリーの数だったりだとか、運転手さんの数だったりとか、1日置き集荷が毎日集荷になったりだとか、そういうふうになっているということは、それに関わってくださっている人たちの労働力がすごく必要になっていて、今回の乳価の話、乳価というか、補給金と調整金の話もそうだったんですけれども、やっぱり収入者には多分増頭している分だけお金も掛かっているから、そういう意味で、何かよい感じで見直してもらえたらなというふうには思っています。

あと、補給金の方でも、先ほどの説明で、労働費と光熱費が減少傾向だったから、何か今回の数字になったみたいな御説明だったと思うんですけれども、労働費とか光熱費って、上がっているんじゃないかなって個人的には思うんですけれども、何かどうなのかなというところをちょっと聞きたかったです。

以上です。

○三輪部会長

ありがとうございました。

続いて、西尾委員、よろしくお願いいたします。

○西尾委員

各種資料についての丁寧な御説明ありがとうございます。

私、令和3年度畜産物価格及び畜産をめぐる情勢に対する意見ということで、3点出させていただきました。1点目は新たな酪肉近代化基本方針の検証ということ。2点目がコロナ禍での当面の需給問題への対応ということ。そして、3点目に来年夏の需給対応も含めた都府県酪農生産基盤の強化ということで提出をさせていただきました。本日は、3点追加で意見を申し上げたいというふうに思います。

1点目は新たな生乳流通制度の検証についてでございます。

昨年、酪肉近基本方針に係る議論において、生産者側の委員の方々から、いわゆるいいとこ取りの問題を含めて、新たな生乳流通制度の運用について検証すべきであるという意見が多数出されました。一方、規制改革推進会議においても、改正畜安法に基づく生乳流通改革のフォローアップが予定をされているというふうに報道がなされております。

平成28年度の畜産部会において、規制改革推進会議で議論された生乳流通センターの在り方については、多くの点で酪肉近の基本方針の内容と重複しているのではないかという議論がありました。その上で、規制改革推進会議における議論は、当畜産部会における検討事項とも密接に関連をしていますので、酪農・乳業に関する専門知識を有する委員がこの畜産部会に多数参画をしているわけですが、この畜産部会と連携を図って、議論が進められるべきであるという意見が多数あったというふうに、私は記憶をしています。このため、規制改革推進会議において、改正畜安法に基づく生乳流通改革のフォローアップを行うに当たりましては、是非、この畜産部会との連携を図りつつ、対応を行っていただきたいというふうにお願いを申し上げたいと思います。

また、この議論の中心になっております、いいとこ取りの問題でありますけれども、これは生産者の公平性の確保等に配慮すべきとする国会決議の趣旨を踏まえて、例えば、先ほどからも少し発言で出ましたが、今年3月から6月半ばまで学校給食用牛乳が休止をした。このとき、廃棄の危機が起こったわけですが、このときに生乳廃棄の回避に向けて、本当に努力をした指定団体全国連、それから主要乳業者の連携、この対応と、それから新たに制度の対象となった事業者の対応を、是非比較をしていただいて、検証をしていただきたいというふうにお願いをするところでございます。これが1点目です。

それから、2点目は2021年度の乳製品輸入枠についての意見であります。

新型コロナウイルス感染症という、非常に不測の事態ではございましたけれども、この影響によって、牛乳・乳製品の需給状況は長年続いてきました不足の基調から、緩和傾向に転じつつあるというのは、これは事実だというふうに思います。このことは、本年度の乳製品の輸入枠について、脱脂粉乳は当初の4,000トンから750トンへ引き下げられました。そして、バターも2万トンから1万4,000トンへ輸入枠が引き下げられたということからも分かることであります。

2021年度においては、生乳生産、引き続き安定的に回復傾向が続くというふうに見込まれておりますが、乳業者として販売拡大の努力は行いますが、この新型コロナウイルスの影響から完全に回復すると、業務用も含めて、という見込みはなかなか難しいというふうに考えております。そのようなことで、2021年度の乳製品の輸入枠の決定については、牛乳・乳製品の需給状況を慎重に見極めていただいて、抑制的に決定をしていただくようお願いを申し上げたいというふうに思っております。

それから、3点目に後継牛の安定的な確保についての意見であります。

2019年度の四半期ごとの人工授精頭数に占める黒毛和種受精の割合を見ると、過去最高水準、35%から38%台で推移をしていると。ということは、乳用種の雌牛についての生産頭数は減ってきているということで、2020年5月以降、前年の同月比で91%から98%と、非常に、前年をもうずっと下回って推移をしております。

後継牛の確保については、交配をしてから3年程度時間が掛かる。ここの時間のギャップがあるわけですが、この直近の需給状況の問題とはちょっと時間軸の長さが異なっていますが、このままでは、後継牛が生産を開始する2022年度ぐらいから、生乳生産の回復傾向にブレーキが掛かってくるのではないかとというふうに考えております。改めて、後継牛が安定的に確保できる体制が構築されるよう、御支援をお願いしたいというところでございます。

私の意見は以上でございます。

○三輪部会長

ありがとうございました。

それでは、今、4名の委員から頂いた御意見、御質問につきまして、事務局より御回答等、よろしくお願いいたします。

○水野牛乳乳製品課長

牛乳課長の水野でございます。

まず、須藤委員の方から、その他用途向けの御質問を頂きましたけれども、その他用途向けはグラタンとかコロッケなどに向けられる生乳でございますとか、アイスクリームとか菓子、氷菓に向けられた生乳でございますとか、そういったものがその他用の仕向けの中に入っているところでございます。

あとは、チーズ向けは生産がこれから伸びていって、生産過剰になっていくのではないかとということでございますけれども、これは正にコロナの影響で若干緩和傾向に、今なっているのは御存じのとおりでございます。これに向けては、まず出口の対策を、今一生懸命やっているところで、先ほど申し上げましたように、脱脂粉乳については、餌用等に仕向けられるように予算を措置しているところでございますし、もう一点、バター等については、今、第3次の補正予算の方で何かしらの手当ができないかということ进行调整しているところでございます。

また、国家貿易の方でも、必要な数量というのはよく検討していかないといけないというふうに考えてございますので、我々としては、当然、生産が昨年ようやく底を打って、これから伸びていくという中で、生産調整などというのはあってはならないことだと思っております。生産者に安心して生産していただけるように、何らかの手当てといたしますか、できるだけの手当てをしていくということでございます。

あと、砂子田委員の方から、出口対策ということでございましたけれども、先ほど申し上げたとおり、正に脱脂粉乳は今申し上げたとおりで、バターについても、今正に3次補正の中で検討しているところでございますので、ちょっとまだ、今、ここで申し上げることはできませんので、しっかりと決まりましたら、ちゃんとお伝えできるようにしたいというふうに思っております。

あと、単価の関係でございますけれども、実感として、補給金の方の労働費なり、動力費なりが実感と合わないということでございます。ちなみに生産費を見てみますと、労働費自体は対前年で1.3%下がっています。光熱費、水道動力費の方も対前年で1.5%下がっております。なおかつ、直近の数値で見ても、軽油の価格というのは対前年で9.2%も下がっておりますので、そういった点が補給金の引下げの要因の一つにはなっているというところでございます。

それから、西尾委員の方から御発言があった、いいとこ取りに関連した制度の検証と規制改革のフォローアップという点でございますけれども、規制改革のフォローアップの対象項目には載りましたけれども、あれ以降、何ら我々の方に接触がないので、今この段階でどういったことをするのかというのはよく分からないところもあります。いずれにいたしましても、制度の検証というのは不断にやっていかなければいけないということと、昨年、酪肉近の議論の場で一定の検証を頂いて、指定団体の重要性というのは、皆さんが認識しているところで、生乳の需給調整にとって必要な存在だというのは言われもございませんけれども、また、いいとこ取りはやっぱり防止していかなければいけないということで、我々、去年の酪肉近を踏まえて、今年、いいとこ取りの事例集を新たに作成して、それを周知徹底するという活動に努めています。いいとこ取りの件数というのは、今年になってはまだ1件しか出ていない。まだ1件といたしますか、1件出てしまったということでございますけれども、制度改正した30年度からは大変少なくなっている状況でございます。いずれにしても、これについては、引き続き色々な御意見があろうかと思っておりますので、この場でもいろんな意見を言っていただきながら、我々としては、よりよい制度になるように、

日々意見を聞いて検証していくということだと思っております。

また、国産の輸入枠の点でございますけれども、これは先ほども申し上げましたけれども、今、脱脂粉乳、バターの在庫がすごくたまっているというのは承知しております。抑制的にということでございますけれども、それは目線という意味では、我々もそういった目線を持っております。いずれにしても、1月になったときに、色々な方々から意見を聞いて、しっかりと需給の状況を見ながら決定していきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○関村畜産企画課長

畜産企画課長でございます。

私の方からは、須藤委員から話がありました、まず、家畜の盗難についてでございます。

新聞報道等にも、外国人の方が逮捕された件での報道がありました。農水省としまして、財産の問題もありますけれども、家畜疾病の侵入防止、蔓延防止という観点でも、非常に懸念される事項ということで、農水省がつかみました情報については、速やかに警察署にも情報提供しまして、連携して取り組んできたところでございます。現在、出入国管理法やと畜場法違反で、今捜査している最中ですので、その情報を引き続き注視していきたいと考えています。今、捕まった方で全てかどうかというところもちょっと分かりません。そこは、捜査の進展状況をしっかり見ていきたいと考えております。

次に、コロナの影響、経営継続についてでございます。

3月に、農水省の方から新型コロナ感染者が発生した場合の対応と経営継続に関するガイドラインというのを outs させていただきます、都道府県に周知をしました。そこで、中小家族経営等につきましては、酪農ヘルパー等を活用した、地域でしっかり支えていく体制を構築していただくように依頼をして、その検討体制を構築していただくことにしておりましたが、メガファーム等の大規模な経営体が発生した場合には、地域での支援というのは非常に難しくなる部分がございます。そういったところについて、かからないようにするというのがやはり一番重要な観点だと考えておりますので、地域の主導者の皆様や大規模な生産者の方々にしっかりと予防等を対応していただくように、7月に通知を出させて、指導させていただいているところでございます。ここを引き続き、しっかりと対応していただきたいと考えておりますし、酪農ヘルパー等やほかの人材、農協等の職員が

支援をする場合には、a l i c事業でその支援もさせていただいているところでございます。ここにつきましても、引き続き状況を見ながら、検討をしていきたいと考えております。

また、須藤委員から、酪農経営の在り方について、いろいろ御指摘を頂きました。

酪肉近の検討の際にも、いろいろ議論をさせていただいたところでございます。中小家族経営をしっかり位置づけて、そこに支援をしていくというのは酪肉近に盛り込ませていただいて、増頭・増産の支援を、そこは手厚く実施させていただいているところでございますが、6次化の話についても御意見を頂きましたけれども、しっかり取り組めるところについては、法律で6次化の推進は現在も続けておりますので、経営判断でうまく使えるものについては、活用して取り組んでいただければと考えております。

以上です。

○相田家畜遺伝資源管理保護室長

畜産振興課の相田でございます。

まず、須藤委員の方から、酪農の家族経営の労働負担のお話がありました。

これにつきましては、畜産経営体生産性向上対策事業等で、I C Tを活用した省力化の機器の導入等も通じて、労働負担の軽減を図るということを、引き続き進めていきたいというふうに考えております。

一方で、砂子田委員の方から、こういったロボットのメンテナンス等についても、ちゃんと回っているんだろうかということの御懸念の御意見がありました。

こういった搾乳ロボットのメンテナンスにつきましては、特に酪農経営では、搾乳機器の保守点検が正に生産に直結する非常に重要なものだということで、当省から搾乳ロボットの販売業者に対しまして、平成29年7月に技術指導通知を発出しまして、搾乳ロボットの保守・整備・部品等の供給につきまして、各業者が責任をもって対応するように要請をしているところでございます。

これを受けて、各業者においては、トラブルが発生しやすい導入直後の農家のモニタリングと訪問ですとか、社内資格を設けるなど、メンテナンス要員の技術力の向上、また、いろいろ労働力不足、御懸念する声もございましたけれども、農家のパソコンをリモート操作することによる不具合対応、こういったことにも取り組んでいるというふうに伺っておりまして、引き続き、搾乳ロボットの販売業者に対しては、しっかり対応するように要

請してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、西尾委員の方から、乳用雌牛、後継牛の確保についてのお話がありました。

現在、生乳生産をしております経産牛、子牛を産んだことがある牛ということでございますけれども、この牛は84万頭飼養されておりますが、この頭数規模を維持するためには、毎年、初めて妊娠する雌牛が約23万頭確保する必要があるというふうに推計しております。一方令和元年度に生まれた乳用種雌子牛のうち、新たに妊娠する雌牛は約25万頭というふうに見込まれておりまして、1年前でございますけれども、令和元年度においては、必要な後継牛の確保ができているというふうに考えてございます。

引き続き、この乳用後継牛の確保につきましては、しっかり確保が進みますよう、都府県酪農において、乳用後継牛を増頭する場合の奨励金による支援ですとか、畜産クラスター事業によります乳用後継牛の育成に必要な牛舎の施設整備に対する支援ですとか、あるいは性判別精液等の利用に対する支援などについて、現在、こういうことを支援しているところではございますけれども、引き続き必要な支援ができますように取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○富澤飼料課長

飼料課長でございます。

すみません、午前中の部分で、西尾委員から事前に頂いていた部分に、私ども、ちょっと回答が漏れておりました。主食用の米の需給緩和がマスコミで取り上げられている中、水田活用対策の中でデントコーンについて、もう少し生産しやすい仕組みを、ということで頂いておりました。ちょっと酪農・乳業の方に意見が載っていましたので、漏れておりました。

こちらについて、簡単に御説明させていただきますが、水田活用の直接支払交付金については、デントコーンについては10アール当たり3万5,000円ということで、麦や大豆と一緒に単価ということでございます。

さらに、もう一つの仕組みとして産地交付金ということで、地域の取組に対する上乘せ部分がございます。この中で飼料作物について、麦や大豆とか、そういったものと同じ対応となっております。令和2年においては、地域で転換が拡大した場合には、10アール当たり1万5,000円の支払対象になっておるということでございますし、また、転換拡大

を進める中で、高収益作物等ということで、更に上乗せする部分がございます。園芸作物や加工用米が対象になっていますが、この中にも飼料用とうもろこしも含んでおりまして、10アール当たり最大3万円の上乗せということですので、合計でいきますと8万円となるような、上乗せ部分があると。ただし、いずれにしてもこの産地交付金の部分は、転換が前よりも進む、増えていないといけないというような要件等がありまして、必ずしも全ての上乗せ分が得られるわけではないのですが、こういったような形で、飼料用とうもろこしについても支援はしっかりやっているということでございます。先ほど説明が漏れて申し訳ありません。

以上でございます。

○三輪部会長

ほかにご覧いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、引き続き、委員の皆様方から御意見を頂ければと思います。最後の4名となります。

それでは、畠中委員、よろしくお願いいたします。

○畠中委員

福岡で採卵鶏養鶏をしています、畠中です。

ちょっと最初は、話が諮問とは関係ないところから始めさせていただきますけれども、私の方は、もう御存じのとおり鳥インフルエンザで、今、もう今年の鳥インフルエンザの発生は異常過ぎて、時期も早ければ、これだけの件数が毎日のようにあっちこっちで続発するなんていうことは、多分これまで誰も考えていなかった可能性があるぐらいのひどさなので、今日にでも私のところから電話が入って、鳥が死んどるって言われないかと思って、ひやひやみんなしているわけですが。

そういう状況である中で、この間までは、それこそ同じ生産者とかと話しているときは、ロシアンルーレットのようなものだ。幾らきれいにしている、私の個人的な見解、見解といたらおかしいですけども、見た目、いろいろなところを、発生したところを調べてみても、決して非常に汚いとか、非常に管理が悪いとかいうところはない、最近はないんですよ。最初の数年はともかく、日本で発生、国内、久しぶりに発生したときに、

起きたとき以後は、もう本当に、あんなところが出るんだったら、うちなんかちょっとと
いうようなぐらいのところが出ているんです、ここもう何年間か。

新しい鶏舎、ウィンドレス鶏舎でも出る。新しく建て替えたばかりでも出る。ワクチ
ン卵作っているような、もうすばらしい管理をしているようなところでも出ている。そん
なふうなところで、見てみると、自分たちがそれ以上上を行けるのかと。お金も掛かる、
もちろん人手も掛かる。もうそういうすごい管理をちゃんとしても出る。そういう中で、
管理をきっちりしたら出ないから、あんな汚いところはあるんだ、自分のところはそれを
ちゃんとすれば出ないんだというんだったら、みんなちゃんとする。もちろん、モチベー
ションを持ってすると思うけれども、そのモチベーションすら持てないわ、出ると非常に
風評被害もひどいわ、もう経済的にもダメージは大きいわというようなことで、物すごく
みんな疲弊している中で、先日、それこそ農林水産大臣が、また再度、管理の徹底をとい
うようなことを言われたというようなことでニュースになりました。もちろん、管理の徹
底は、生産者、もちろんするの当然だし、みんなする。そういうふうに声掛けてもらうの
はいいとは思いますが、余りそういうふうにだけ言われると、私たちが的には、生産者の
には分かっているけれども、一般の人がそれを聞くと、あ、ちゃんと管理していなかった
から出ているんだと思われてしまう可能性が十分あると思うんですよ。今のマスコミが、
そうやって徹底管理しなさいって大臣が言いましたとなると、多分一般の人はそういうふ
うに思っている。知らないで、どういう農場が出ているかというのを一切知らないで。
それは非常に苦しいなと。せめて、農林水産大臣には、それも言ってもらうのは当然なこ
とながら、もっと生産者がちょっとほっとできるようなことも言っていただきたい。守
ります、生産者守るぞというような意気込みで言っていただきたいというのと、あと、や
っぱり今の報道って全部、最後に、「なお、鳥とか卵を食べても人にはうつることはありません」
みたいなことさえ言っておけば、その前何を言ってもいいみたいな、そういう報
道ばかりなんです。なので、一般の人たちはみんな、あんなこと言っているけれども、
やっぱり危ないんじゃないかと、人間が食べたら危ないけん、あんな、みんな殺しよんや
ろみたいに思っている人が多いんですよ、一般の人の意見とか見ていたら。昨日かおとと
いも、どこかに人にはうつらないと言っているけれども、あんな防護服を着てしている
ということは人にうつるってことだろうみたいな書き込みとかもあるぐらい、一般の人はそ
うやって誤解をしている。だから、せめて、そうじゃなくて、そんだけ殺したりしない
いけないのは、飽くまでもその農場からウイルスを持ち出さない、ほかの鳥にうつさな

いためにやっているんだというようなことを、もうちょっと情報発信をしていただきたいなと、ひしひしと毎日ニュースを見る度に感じているところです。そういうのを、やっぱりしてもらうのは農林水産省しかないと思うので、是非、生産者に向けて、もうちょっと勇気が出るような情報の発信の仕方を、大臣にもだし、ほかのところからもお願いできたらなと思っています。

あと、もう一つは、私のところ、福岡県でもこの間出ました。初めて出たんですけれども、そうすると、10km圏内にないところの卵もやっぱり道の駅とかから全部締め出しを食いました。それがニュースで、「あ、何も並んでいませんね」と言って、道の駅の人に、館長に聞いたら、「はい、近くで鳥インフルエンザが出たので、お客さんのためを思って全部撤去しました」と平気で言っているんですよ。そういうのをニュースで流されると、一般の人は、あ、ちゃんとしているんだ、だから買おうと思うのかもしれませんが、私たちからしたら非常にもう心外で、10km圏内にも入っていないのに、なぜ全部撤去されたんだという。それをどこに言ってもいいのみたいな。それは、言ってくれるのは農林水産省なり、県なりでしょうけれども、なかなかそのときにそんなことを言ってくれる、指導してくれるようなところというのはないんですよ。県とかは、そのときはもう防疫対策で手一杯なので、そんなこと何も言ってくれないし。だから、そういうのをもうちょっと、やっぱり情報を農林水産省からも出してもらって、そういう……。それも結局は人にはうつらないんだから、卵をたとえ食べたって、うつらないんですよと言ったところで、やっぱりそんなんしてしまうというのが一般の人なんだから、その辺ももっと情報を詳しく、詳しくというのかな、もうちょっとついででも何でもいいので、常日頃から言っていたきたいなとつくづく思っています。

とにかく、鳥インフルエンザの場合、ブロイラーと採卵鶏と、例えば種鶏場というのでは、まるっきりそれぞれ、もうダメージの大きさが全然違って、ブロイラーであれば、その鳥を全部殺処分されたとしても、再建は割と比較的楽にできると思うんですが、採卵鶏になると、やっぱりそれはもうなかなか、何年間か生産できなくなってしまうから難しいし、ましてや、原種を持っているような種鶏場とかになると、もうなおさらのことです。

ちょっとこれは参考までに、もし分かるなら教えてもらいたいんですけれども、過去に鳥インフルエンザで発症した農場で、再建ができたところが何分の1とか、何パーセントあるのかというのを、もし教えていただけたらですね。私が知っている限りでも、再建で

きなかったところは何か所かありますんで。やっぱりもう、1回発生してしまったら、大手のところとか、流通を自分のところで持っているようなところならば、1つの農場がそうなくても、ほかから回してしのぐとかいうことができるかもしれませんが、うちみたいな零細のというか、7万羽単位、10万羽以下ぐらいの生産者で全部が殺処分された場合、もう再建ができるかなと思うんですよね。もう、まるっきり再建できる気がしないんですよ。というのが、オリジナルの鳥で、オリジナルの卵で、直売、今、6次化もしています。最近の国の号令で6次化しろ、6次化はしよう、しようと言って、うちもその前からしているけれども、6次化しています。そうなった場合に、全部卵、産む鳥いなくなって、1年半とか2年間とか生産できなかつたら、お客さんにほかの卵で作ったものを流通するわけにもいかないんで、もう手だてがないんですよ。だから、そういう生産者の再建の、雇用も守らないといけない、再建もしないといけないとなったときに、どういう支援をしていただけるのかなと。今のところ、そんな支援をしてもらえそうな気が全くしてないんですけれども。それを、ああ、やっぱり頑張って再建しようと思えるぐらいの政策というか、何かないと、これだけ今年みたいに……。ロシアルーレットだと思っていたものが、今ではもう散乱銃だと思っています。西日本は、もうどこに出るか分からない、いつ当たるか分からない。そういう状態で、みんな再建しようとなったときに思えるのか。そういうモデルケースが作れるのか。そういうのを、是非考えて教えていただきたいなど。

すみません、話が何か長くなったし、個人的な話みたいになってしまいましたけれども。結局、何が言いたいかというと、やっぱり農林水産省というところは、私たち生産者からすると、生産者を守ってくれる、やっぱり国は自分たちを守ってくれる、私たちは生産を続けていける、やりたい、ここは畜産部会ですけども、農業をやっているというの、最後のとりでだと思う、なあってほしいと思うんですよ。だから、そういう意味では、やっぱり生産者を守るということは、私、農業委員もしていますんで、土地を守るということにももちろんつながるでしょうし、土地を守るということは国土を守るとのことだし、ということ国民も守るとのことだから、やっぱり一番最初の生産者を守るというところにもうちょっと一生懸命やっていただいて、大臣も管理を生産者に言うのもいいけれども、プラス守るよというようなメッセージも含めて言っていただけたらなと思っています。

結局、何を言いたいかというと、この諮問に対する答申にしても、やっぱりそういう生産者を守るんだというような立場で、私は牛のこういうことに関しては門外漢で、ちょっと勉強不足で分かりませんが、やっぱりそういう立場で答申を出していただけたら

なと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○三輪部会長

ありがとうございました。

続いて、福永委員、よろしくお願いいたします。

○福永委員

それでは、私は3点ほど話をさせていただきます。

1点目は、肉用子牛生産者補給金制度についてです。

新型コロナ感染症における畜産物の牛、特に和牛において、インバウンド需要や外食需要の減退などにより、これまで高値で推移していた枝肉相場は、もう2月から3月にかけて、顕著に下げに転じていきました。また、子牛価格も同様に大きな幅で下げていったと思います。こういう状況下の中で、今年度は肉用牛肥育経営安定交付金、いわゆる牛マルキンが交付され、肥育農家、私を含んでですが、大変感謝しているところでございます。子牛生産者は、子牛生産者補給金制度の発動は、高山課長より、発動はなかったということでした。

私、肥育牛、素牛の仕入れのため、いろんな市場へ出向きますが、今年は各県各市場で、かなりの子牛価格に差が出ていると思います。例えば、優良種雄牛が地元にいる地域では、子牛市場が多くの人気牛が出るので、子牛価格も高い位置にありますし、反対にいない地域では、子牛価格も大分安いように感じます。それとは別に、ブランド牛が出る地域、例えば但馬子牛とか高値が付きますし、いろんな要因が子牛の価格の格差を生んでいるように感じています。そういうことから、地域格差などによって生産意欲を低下させないためにも、子牛生産者補給金制度の肉用子牛平均売買価格を全国一律にするのではなく、肥育マルキン同様、全国をブロックごとに分けるか、各県ごとに算出することができないか、もう一度検討をお願いいたします。

2点目は、牛肉の輸出・輸入についてです。

政府は、更なる牛肉の輸出拡大に取り組んでいかれませんが、2030年の輸出目標3,600へ近づくために欠かせないのは中国などと思いますが、現在、どのような進捗状況なのか教えてください。

それと、輸入の方も、世界的に見ますと、いつまでも牛肉を輸入できる環境ではないと思いますので、食料自給率も考えた上で、生産基盤を強化し、牛を大幅に増頭・増産する

ことは大事かと思います。積極的に進めていってください。

3点目です。クラスター事業です。

法人経営や家族経営を中心とする意欲と能力のある方々の自由な経営展開をどうやって支援するかと考えた中で、クラスター事業は大変有効な事業だと思います。このクラスター事業に手掛けている方が大変多いと聞いておりますが、十分な予算を組んでいただきたいです。この事業を多く実施することは、確実に生産基盤を底上げし、飼料の自給率、食料の自給率、輸出を増加することにも大きくプラスに働く事業であります。事業の内容に当たっては、できるだけ要件緩和をしていただき、利用しやすい事業にしてください。畜産経営者が自由な経営展開できる環境を整備することが、畜産を発展させ得ることではないかと、私は考えております。

以上です。

○三輪部会長

ありがとうございました。

続いて、リモートで御参加の前田委員、よろしくお願いいたします。

○前田委員

養豚をしています、前田でございます。

本当に、畠中さんのお気持ち、本当、同感でございます。今、西日本で起こっていることは、大変厳しい状況で、我々も社内で社員とともにいつも情報は共有しております。また、防疫も力を入れているところであります。我々も豚熱、口蹄疫、いつ入るか分からないので、本当に委員のおっしゃることはもう身につまされました。

また、私の方からはそのほかに、今、餌がすごく、とうもろこしが上がってまいりました。また、一方、この夏はとうもろこしの質の悪さで大変苦しみました。これからはそういうものが、餌代が高騰していく中で、飼料米であるとか、未利用資源の活用も大事になってくるかと思います。

先ほどの委員がおっしゃったように、畜産クラスターは大変重要な政策かと思います。これを発展させながら、国内の自給率を上げていかなければ、本当にこの先国民の食が守れるかと、生産者自体として大変危機感をもっております。

そのクラスターが特に必要と思うのは、先頃も畜舎を建てましたけれども、大変資材代

が高騰しています。また、建築業界に人材がいないということもあったり、特殊な技術、例えば電気工事士とか、いろんな特殊な技術が必要なんですけれども、そういう方たちが、若い方たちの参入が少なく、非常に人材不足ですね。それで、建築資材あるいは建築費が高止まりして、更に高くなっていると感じております。これでクラスターの支援がなければ、とてもではないけれども、今、不安定な世の中で、拡大という意欲が続かないと思います。引き続き、御支援いただければと思います。

短いですが、私の方はこれで御意見とさせていただきます。

○三輪部会長

ありがとうございました。

それでは、私の方からも委員の立場として、御意見を申し上げたいというふうに思っております。

まず初めに、各委員からお話も頂いておりますが、今回、新型コロナのコロナ禍における大きな混乱等の中で、迅速かつ的確に様々な政策を打ち出し、実行していただき、大規模な畜産物・酪農製品の廃棄であったりとか、若しくは正にショック状態のような形で農業者の方の離農といった、そういうふうな大きなダメージを回避していただいたことに対して、改めてお礼を申し上げたいというふうに思っております。他省庁の様々なコロナ対策と比較しても、その中でも正にトップクラスの迅速さとの的確さというのがあったのではないのかなというふうに感じておるところでございます。

その上で、正にこれからもコロナに対する対応ということで、様々な現場での対策の方を、農林水産省の方には打ち出して実行していただくわけですが、あえて少しそこから離れた学識経験者の立場から申し上げさせていただきますと、やはりこのコロナのところ、転んでもただでは起きないという、そういうようなしたたかな中長期的な目線というのにも同時に持つ必要があるんだと思います。当然、農業者の方々、消費者の方々に寄り添った対策をした上ででございますが、その現場のことだけでやっていくと、コロナの後の状態で、また今までの非常に厳しい畜産・酪農の状況に、ゼロに戻るという状態になりますので、そうではなくて、プラスアルファでできることというのを虎視眈眈としたり、たたかに狙っていくというのが、正に行政としての大事な部分なのではないのかなと、僭越ながら思っておる次第でございます。

例えば、一つ、和牛の価格について、大幅な下落の中から、今、足元回復の傾向ござい

ますが、私自身、これが長期的にこの元の値段、価格帯を維持できるのかというところについては非常に不明確というか、不安感を持っております。当然のことながら、インバウンドの需要でありましたり、日本国内の国民であったり、住民の方々の消費のところでも減退がある中で、需給のバランスを見ると、今、恐らく大きく落ち込んだ反動で高い値段、価格帯に戻ってきましたが、需給バランスでいくとやはりもう少し値段が下がってしまうのではないのかなというのが、経済的に考えても一般的なところでございますので、今の状況で安心するのではなく、やはり長期的な手だてを取っていただきたいと思いますと思っております。

特に、畜産物であったり、酪農製品というのは、例えば野菜や果樹などと比べて、経済学的ないろんなロジック等を当てはめて、ある程度科学的にも動向を見やすい部分かと思えます。当然、疾病等、若しくは今回新型コロナのような大きな外部のリスクにさらされるという、非常にハイリスクで見えない部分がある一方で、一つ一つの価格の動向であったり、若しくはその数量と価格の関係、若しくは牛肉、豚肉、鶏肉の関係であったりといった、そういうふうなところについてはかなり論理立てて見ることができますので、正にEBPMの観点から、一つ一つの政策の効果等をうまく見ていただきながら、状況、状況、先ほど各委員からも頂いているように、状況が本当にすぐ変わっているということでございますので、それに合わせて、矢継ぎ早に適切な対策を打っていただくということが大事なのかなと思っております。

また、家畜伝染病、疾病につきましては、今このタイミングで、日本の経済全体で見ますと、インバウンドがないと、非常に少ないという状況で大きな打撃ではございますが、家畜伝染病の水際対策ということで考えますと、言葉、語弊あるかもしれませんが、大きな好機だというふうに思っております。このタイミングで、必要に応じて抜本的な見直しであったり、若しくは検査の体制の充実、人員のトレーニング、若しくは場合によっては様々なハイテク機器等、若しくは検査犬とかもそうですが、そういうふうなところに対する投資であったり、そのテストであったりということをするような、ある意味、水際対策の猶予がもらえているというようなこともあるんだと思います。

ここの部分、当然、コロナ対策等で、今非常に厳しい状況ではございますが、今後インバウンドが戻ってくる、オリ・パラがどうなるかというところ等も期待感と注視を、両方の気持ちがありますが、そのこのところに向けて万全な対策をするというふうな、そういうふうな準備ができるんだということは、是非念頭において、的確な各地での実行を促して

いただければいいのではないのかなというふうに思います。コロナだったから、この部分はよかったねというふうなですね。表現はよろしくないかなと思いますが、そういうふうな事態というのも確実にあるんだというふうに思っております。

あと、もう一つ、個別の産品でいきますと、チーズに言及をさせていただければと思っております。先ほど、事務局より御説明いただきましたように、国内のチーズの消費が伸びていると。食文化、食生活の変化等もありますし、我々の嗜好の変化もあるところでございますが、それと比較して、国内産のシェアが伸びていない、シェアだけで見ると減っている状況ですね、生産量は横ばいということですので。これは端的に申し上げると、チャンスがつかめていない状況にあるんだというふうに思います。マクロ的なデータを見ている中でいきますと、やはりヨーロッパ産のものが拡大した部分をかなり、ほぼほぼ持っていていっている状態です。一方で、従来の米国であったり、オーストラリア、ニュージーランドなどのものについては大きな変化がない。年の変化は別ですけどもね。というような状況でございます。このような状況について、やはり的確な分析とそれに対する対策というのが必要かと思っております。

チーズ、御案内のとおり、私のような者が申し上げるのも釈迦に説法ですが、加工用、原料用のナチュラルチーズと、あと、そのまま直接消費用のナチュラルチーズやフレッシュチーズがあるわけですが、今、特にヨーロッパ産のものに押されているのがどのカテゴリーなのかといったことによって、今、国内で取るべき対策が、チーズの生産費を下げていくようなコスト競争力を高めるような施策なのか、若しくはヨーロッパ各地にあるような、非常にブランド価値の高い、時にはG I と結びついているようなオンリーワンのものを日本でも同じように生み出していくための、そういうむしろローカルに目を当てたような産業振興の施策が必要なのかという、大きな打つべき手の違いも出てくるかと思っておりますので、そういうところを、是非的確に見極めていただいた上で、大胆な予算の執行等も含めて対策を打っていただければと思っております。

長くなっておりますが、恐縮です。最後、1点ですね。先ほども御説明いただいたように、今後の畜産・酪農分野では、スマート技術の活用というのは非常に重要だと思っております。実際に、畜産・酪農の現場にロボット技術、I o T、A I などなど入っておりますが、一方で、世の中全般の認知度でいきますと、いわゆる米作であったり、野菜作等でのスマート農業の認知度に比べて、非常に低いということを聞くことがしばしばございます。実際のデジタル技術の導入率であったり、入れているものの先進性というところで

いきますと、恐らく一般的な耕種農業よりも畜産・酪農の方がよりハイテクなものが入っているんですが、一方でそういうようなものがなかなか国民全般、消費者の方々の目に届く機会が少ない部分もあるのかなというふうに思っております。

スマート農業という言葉聞いた中で、畜産・酪農の技術を思い浮かべていただく方がなかなかおられない中、一方で、政策的にスマート畜産・スマート酪農という言葉はそれほど政策ワードとして、表に出しているものではないのかなと。今日の資料も、見ますと、そういうような技術を使った新たな畜産・新たな酪農という形になりますので、ああいうような、稲作等で見ると、スマート農業という、ぱっとジャストワンワードで切っていくようなところに比べると、もしかしたらインパクトが少ない部分もあるのかもしれません。

そういうようなところですね、正に消費者の方々に対して、畜産・酪農の現場の方々がどれだけ今努力されて、また、新しい創意工夫をやっているということを伝えていくことが、今後の国産の畜産物・酪農製品の消費拡大の一助にもなるかなというふうに思っておりますので、是非、そのような積極的な情報発信というのを、農水省の皆さんの方でも進めていただければと思っております。

以上でございます。

それでは、ただいま、4名の委員からの意見、質問を頂きましたので、事務局より御回答を、随時よろしくお願い申し上げます。

○星野家畜防疫対策室長

動物衛生課の星野でございます。

ただいま、畠中委員の方から、正に高病原性鳥インフルエンザに対して大変不安に思われている声を伺いました。

私としましても、防疫担当として、本当にしっかりと緊張感を持って、またしっかりと皆様の声に耳を傾けながら取り組んでいかなければならないと、一層感じたところでございます。その不安の声にどこまでお応えできるか、分かりませんが、今、政府の取組について、少し御紹介をさせていただきたいというふうに思います。

11月5日、2年8か月ぶりに香川県で発生がありました。直ちに、菅総理を中心にしまして、鳥インフルエンザ関係閣僚会議、これは農林省だけではなくて、内閣官房、それから厚生労働省、そして環境省、防衛省、関係省庁みんな集まって、しっかり今後対策を取

っていこうと、また経済をしっかり発展させていこうということで認識を一つにしたところでございます。

その中で、総理の方から、防疫の徹底、あるいは現場の情報をしっかり収集ということも踏まえて、国民に対しまして、正確な情報を迅速に伝えなさいという御指示を頂いております。もちろん、これは農林省だけではできませんで、食品安全委員会という、食品の安全性の評価をする組織がございますけれども、そちらの方からはすぐに鶏肉・鶏卵については安全ですよと、問題ございませんと、人が鳥インフルエンザに感染する可能性はございませんよということを発信をさせていただいておりますし、また、消費者庁につきましても、消費者の皆様に対しまして、冷静な対応をお願いしますということはメッセージとして投げ掛けております。もちろん、農林省からも、畠中さん御存じのとおり、プレスの中でも、食べても問題ございませんのでということはメッセージとして付けさせていただいているところでございます。

先ほど、現場で不当なというか、発生地域の卵を置いていませんという全く科学的根拠もないような報道あるいは対応、それは私としても非常に許せないところがございますけれども、農林水産省としては、各地方農政局がございますが、その消費・安全部で不当な表示についてのチェックをしてございますので、例えばスーパーに行って、どここの卵は取り扱っていません、御安心くださいみたいなことを、全く科学的根拠のないようなこと、それを見つけた場合にはすぐに是正をしていただくような措置も取らせていただいております。また、農政局だけではなくて、各関係団体を通じましても、そういった事例がないように、そこはもう周知をさせていただいているところでございます。

御承知のように、一部の報道、マスコミに対し、我々が丁寧に、丁寧にどれだけ説明しても、やはりそういう報道をされてしまう事実はあるのかもしれませんが、そこは、しかし、もう見つけ次第、直ちにそれは違いますよと、強く、私はメッセージとして投げ掛けていきたいというふうに思います。

あと、それから病気の対策につきまして、やはり、まずは基本は発生する前の予防対策ですので、ちょっと畠中さんのようにしっかりと対策を取り組んでいらっしゃる方には耳うるさい話かもしれませんが、まずは飼養衛生管理基準というものをしっかり守ってください。もう、それに本当に尽きるんですけれども。それに加えて、もし万が一発生してしまったら、今度はすぐに連絡を頂いて、迅速な防疫措置、もうウイルスはそこにあることが分かっているので、直ちに根絶やしをしなければいけませんので。そして、その

後は安定的で継続的な経営の再開というところで、我々、政府としてはパッケージで考えておりますので。

ですので、確かに、大臣からは発生する前の皆様に対しましての、飼養衛生管理基準を徹底してくださいというメッセージを強く発信をさせていただいていますけれども、実際に、不幸にも発生してしまった農家さん。私もちょっと今、手元の資料で正確な数字ではないのかもしれませんが、ざっと調べてみますと、鳥のインフルエンザ、平成16年から、16年が数十年ぶりに発生した年だと思うんですけれども、それ以降、54農場を超えるまで、平成30年度まで発生している、感染が出ているんですけれども、経営再開が大体9割近くされております。これ、なぜ、そのようなことができるかといいますと、家畜伝染病予防法の中で、もう御存じのとおり、殺処分の鶏とか、あるいは売上げの減少につきまして、いろいろと支援をさせていただいております。また、畠中さん御存じのとおりの家畜防疫互助基金もございますので、経営再開に向けての支援はさせていただいておりますので、そういった形で、また様々な融資、資金もございますから、いろんな形で支援をさせていただいている、その結果だというふうに思っております。

ですので、それぞれの個々の経営体によって、どういう形で経営再建されるのか、またどういうタイミングで再開されるのか、それはこれから発生した農家さんとは丁寧にお声を聞きながらやっていかなければいけない。我々としては、そこまでやって、経営再開させていただいて、ようやく一つの対策が終わったのかなというふうに思っておりますので、そのところは、万が一そういうことになっても不安にならないように、くじけないように、しっかりとお声を聞きたいというふうに思っております。

それから、あとは、三輪委員長の方から、水際対策をしっかりとというお話がございました。

正に今、コロナの発生により、我々も、外から入ってくるリスク自体は通常の防疫状況に比べると低くなっていると思いますけれども、もう一度水際の検疫をチェックをしなければいけないというふうに思っております。まずは検疫探知犬、その増頭を進めております。今年度当初、53頭だったのが、年度末までには140頭まで増頭しようと思っております。これは、各港や空港にそれぞれ配置をしなければいけないんですけれども。それから、あと家畜防疫官。実際に、検疫のときにチェックをする家畜防疫官なんですけれども、26年度から5年間で87名ほど増員をさせていただきまして、今年度末までには491名体制をとということで検討をしております。

また、先般、家畜伝染病予防法を改正をさせていただきました、家畜防疫官の権限の強化、例えば直接質問をしたり、検査をしたり、入国者に対する携帯品のチェックを行い、必要に応じてその廃棄の権限まで、個人の財産を没収してまで、廃棄の権限までできるような、そういったことも措置をしておりますので、正にこれから外国の方が国内に入ってきて、そういったものを持ち込まないような対策をしっかりと取っていこうというふうに取り組んでいるところでございます。

最後になりますが、本当に畠中さん、大変な状況でございますけれども、まずは予防対策、それから万が一のときの対応ということで、そして、最後の経営支援対策、そこまでパッケージで、僕ら考えておりますので、是非くじけずに頑張ってくださいたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

○関村畜産企画課長

畜産企画課長でございます。

畜産クラスター事業について、福永委員と前田委員から、御意見を頂きました。

畜産クラスター事業、先ほども申し上げましたが、補正予算で予算を確保しております。3次補正の方で必要な額をしっかりと確保したいと考えております。今年度、割当てをしました事業、ハード事業、機械導入事業ともに、申請内容に問題がないものは全て割当てをさせていただいております。そこを勘案しながら、来年度に必要な、需要量に応じた必要な予算を確保したいと考えています。

それで、しっかり予算を確保した上での話なんですけど、今年度も機械導入事業については、若干審査に時間が掛かっているところがございます。速やかに取り組んでいただくことも非常に重要な観点だと考えておりますので、手続の迅速化に向けて、来年度、速やかにできるように対応を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○高山食肉鶏卵課長

食肉鶏卵課長でございます。

まず最初に、畠中さんから、鳥フルの関係で不当な卵の扱いみたいなものが見られるとありまして、今しがた、消費・安全局の星野室長からお話がありましたけれども、私から

も1点だけ補足させていただくと、やはり正しい知識を持っていただくというのが極めて大事だと思っていますので、消費・安全局の動物衛生部局と私ども一緒になって、昨日、正しい知識を持ったことが大事だよということで、関係団体ですとか都道府県に、これ、改めて通知を発出しておりますので、ちょっと引き続きよく現場の状況なども見ていきたいというふうに思っております。

それから、福永委員の方から、子牛の補給金についてのお話がありました。

これは、ちょっと午前中も申し上げましたけれども、制度の問題としては、やはり都道府県、細かく販売価格を取っていくと、モラルハザードの問題があるとか、あるいは、保証基準価格については生産費みたいなやつがこんなに細かくはないとか、そういう制度の問題もあるわけですが、これをちょっと離れても、やはりいい種雄牛が各地でできているというのも、これは全くその地域の関係者の努力、頑張りがあってのものだというふうに考えておまして、我々としては、そうした地域の切磋琢磨みたいなものを最大限発揮いただけるように促していきたいというふうに思いますし、それからあと、子牛の価格については、コロナの今後どうなるかともありますが、そのところはよく、引き続きよく見てまいりたいというふうに思います。

それから、同じく福永委員から、牛肉の輸出や輸入についてお話があって、その中でも特に中国についてのお話がありました。

これは、中国はもう論を待ちませんが、物すごい大きな可能性があります。それで、私どもも、2025年の牛肉の目標1,600億円と掲げている中で、中国には400億円ぐらい出したということ、そういう目標を掲げてございます。そこはもう中国のマーケットに対する可能性を、我々自身も強く感じているということでございます。

それに向けて、今の状況ということなんですけれども、これはもう2001年にBSEがあって、それから2010年に口蹄疫があって、それからずっと止まっているという状況です。それで、昨年の後半の方に、中国との間で衛生の検疫協定が署名されたりとか、あるいはBSE、口蹄疫に関する解禁令が出されたりとか、ちょっと前向きな動きがあったわけなんですけれども、正直言って、今年の今この時点、目に見える前進というのは我々としても承知していないところなんですけれども、ただ、このように中国って、もう極めて重要なマーケットですので、我々、農水省はもちろんですけれども、外交当局も一緒になって、これ、政府を挙げて取り組んでいきたいというふうに考えております。

それで、貿易、通商の関係でいいますと、輸入だって、どれだけ安定的に安心して買え

るか分からないよねという点もごもつともだと思います。そういう意味では、国内の生産基盤をきっちり強化をして、国内にも十分に安定的に供給できるし、それから輸出もできるという体制を整えていくというのは、これはもう全くそのとおり重要だと思っておりますので、今日の議論の中でも、例えばクラスター事業だとか、そういうものも活用して生産基盤を強化していくということに、関係部局を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、三輪委員から、例えば和牛について長期的な目線でもってというお話がありました。

この点、我々、和牛については増頭・増産ということで、そういう姿勢で臨んでいるわけですが、やはりマーケットを見るという意味でも、国内の人口動態がどういう状況に中長期でなっていくかと。そして、またインバウンドみたいなやつは、これはもう観光庁を中心に政府を挙げて、オリ・パラがあって、さらにその向こうもインバウンド、訪日外国人客をどんどん増やすという姿勢で臨んでいますし、それから物の輸出についても2兆円目標、5年後、10年後、5兆円目標ということで掲げているわけですから、そういうふうにもととの国内のマーケットもあるし、インバウンドのマーケットもあるし、それから輸出のマーケットも大きくなっていくと。そういうふうに、世界の中の日本の畜産という視点でもって、中長期的にも需給の状況、それから生産基盤の強化と、そういう視点で取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○相田家畜遺伝資源管理保護室長

畜産振興課でございます。

三輪委員の方から、畜産におけるICTやロボット技術等のスマート農業の取組状況についての発信をというお話であったかと思えます。

例えば、搾乳ロボットにつきましては、我が国の酪農経営の4%ほどに導入されていますけれども、これは牛を放し飼いにするフリーストール牛舎に対して見れば、大体18%程度の導入率となっています。一方、残り8割を占めるつなぎ飼い牛舎におきましては、従来型の搾乳ロボットは使えないということで、これまで搾乳ユニットの搬送を自動化する、そういった搬送ユニットによる対応が行われていたんですけれども、今般、つなぎ飼

い牛舎用の搾乳ロボットも市販が開始されたということで、こういった技術の紹介とか、ロボットの導入事例等については、事例や技術の紹介等を進めて、取組状況について、引き続き発信してまいりたいと思います。

以上でございます。

○相田家畜遺伝資源管理保護室長

畜産振興課でございます。

三輪委員の方から、畜産におけるICTやロボット技術等のスマート農業の取組状況についての発信をというお話であったかと思います。

例えば、搾乳ロボットにつきましては、我が国の酪農経営の4%ほどに導入されていますけれども、これは牛を放し飼いにするフリーストール牛舎に対して見れば、大体18%程度の導入率となっています。一方、残り8割を占めるつなぎ飼い牛舎におきましては、従来型の搾乳ロボットは使えないということで、これまで搾乳ユニットの搬送を自動化する、そういった搬送ユニットによる対応が行われていたんですけれども、今般、つなぎ飼い牛舎用の搾乳ロボットも市販が開始されたということで、こういった技術の紹介とか、ロボットの導入事例等については、事例や技術の紹介等を進めて、取組状況について、引き続き発信してまいりたいと思います。

以上でございます。

○三輪部会長 ほかにございますでしょうか。

御回答ありがとうございました。

それでは、本日御出席、こちら及びリモートで御出席の委員全員から御発言を頂いたところでございます。委員の聴取につきましてはここまでとさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、意見の聴取はここまでとさせていただきまして、一旦ここで10分間の休憩を取らせていただければと思います。45分開始でよろしいですか。それでは、14時45分に再開させていただければと思いますので、少し早めに御着席いただければ幸いです。それでは、休憩とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 2時35分 休憩

○三輪部会長

それでは、お時間となりましたので、再開させていただければと思っております。

ここまでで、出席委員全員から御発言を頂きましたので、ここからは追加で御発言されたい委員に挙手いただきまして、その都度、事務局より御回答いただくという形で、追加の全体質疑を進めさせていただければと思います。

それでは、委員の皆様、どなたでも構いませんので、追加の御発言等ございましたら、よろしくお願いいたします。

それでは、前田委員、よろしくお願いいたします。少し準備いたしますので、お待ちいただければと思います。

○前田委員

貴重な時間ありがとうございます。熊本で養豚をしている前田です。

本日は、日本養豚協会から依頼を受け、皆様に豚熱に関する事項を共有していただければと願い、発言させていただきます。

一昨年9月の国内、26年ぶりの豚熱の発生から、早や2年余りが経過しました。OIEでの清浄国ステータスを失う一方、野生イノシシにおける感染拡大は止まらず、ワクチン接種推奨地域は東北まで至り、いまだ収束の気配が見えません。加えて、ワクチンがいまだ開発されていないアフリカ豚熱がアジア諸国を蔓延しており、私どもは一層衛生管理の向上に努めておりますけれども、国内での安心・安全な豚肉を提供するために、日夜懸命な努力を続けております。

次の5点について、何とぞ国内養豚農業振興のため、お力添えと御指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

1、豚熱の蔓延拡大の媒介となっている野生イノシシの対策について。捕獲、検査頭数の大幅な増加、経口ワクチン散布等に要する予算額の拡充を図ること。

2、都道府県ごとに格差の大きいワクチン接種料金について、国の責任でできるだけ安価に統一するよう、都道府県を指導いただくこと。

3、豚熱ワクチン接種推奨地域の拡大に伴い、種豚及び精液等の流通に支障が出ていることから、円滑な流通対策に支援を行っていただきたいこと。

4、家畜防疫互助基金について。生産者の意向を踏まえた柔軟な運用を図り、十分な予算を確保していただけること。また、アフリカ豚熱については、予防殺後も長期休業が避けられないことから、家畜防疫互助基金とは別に、経営再開までの生活支援等の長期的な経済的支援策を準備していただくこと。

5、家畜伝染病による殺処分家畜の処理方法については、前近代的な土中埋却から、レンダリングや焼却を主体とした手法への転換を図っていただくことをお願い申し上げます。

また、築道委員はじめ、馬場委員はじめ、皆様の御意見、とても感謝いたしております。

また、日頃より、農水省の皆様におかれましては、御支援いつもありがとうございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○三輪部会長

前田委員、ありがとうございます。

前田委員の御発言等について、事務局より、御回答若しくは御発言等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○星野家畜防疫対策室長

動物衛生課の星野でございます。

前田委員、J P P Aの御要望ということでありがとうございます。

先般も、私、香川会長の方からもお話を伺っておりますので、その中でお話もさせていただきましたC S F、A S Fの対策ですね。しっかりと取り組んでいかなければいけないと思っておりますので、また、現場の声も丁寧にお聞かせいただきながら、我々、どういう施策を取るのがいいのか。一緒になって考えさせていただきたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。

○三輪部会長

ありがとうございます。

○相田家畜遺伝資源管理保護室長

畜産振興課でございます。

種豚の安定供給についてのお話がありました。

種豚の安定供給につきましては、先ほど、馬場委員からの御意見にも御回答いたしましたとおり、都道府県や団体に種豚の供給先等のマッチングを行うよう、昨年10月に消費・安全局の動物衛生課長と生産局畜産振興課長で連名通知を発出しまして、取り組んでいるところでございます。

まず、肥育素豚や精液等の入手や販売先の確保に支障が生ずるおそれがある場合があれば、まず都道府県でのマッチングに努めていただいて、それでも困難な場合は、各県の養豚協会や経済連を通じて、都道府県をまたいだマッチングに努めてもらうといった取組をしていただいております。

昨年10月以降、各県においてマッチングが進められますとともに、当省にも2件、全国団体にも3件の相談があったというふうに伺っておりますけれども、引き続き、各事業者の方の状況を踏まえまして、きめ細やかに対応していきたいというふうに考えております。

また、非接種地域での種豚供給等施設の整備についても、現在行っているところでございますけれども、引き続き対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○関村畜産企画課長

前田委員からの1つ目の、イノシシの捕獲についての話がありました。

こちらにつきましては、担当部局の方に要請があった件、お伝えしておきます。

○前田委員

ありがとうございます。

○三輪部会長

前田委員、こちらからは以上でございますが、よろしゅうございますでしょうか。

○前田委員

よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○三輪部会長

ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様方から、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

須藤委員、お願いいたします。

○須藤委員

お世話になります。

水野課長にお聞きしたいんですけれども、牛乳生産が、先ほど過剰になった場合、例えば、需要の大きい国産チーズ等に仕向けるのが最善じゃないかというお話もあったんですけれども、北海道産の増生している牛乳が飲用に回って仕向けができない、そちらに。ということは、飲用向けはもちろん優先順位としてあるんだと思うんですけれども、加工に回すというテクニックというのか、何かその辺のところというのは、何かいいアイデアとか、そういうのはないんでしょうか。

○水野牛乳乳製品課長

アイデアといいますと、どういう。

○須藤委員

例えば、それはやり方としてということになるんだと思うんですけれども、私なんかではちょっと想像付かないんですけれども。国産のチーズなりが需要が物すごくあるんだというのを片方で見えていながら、そこを何か対策として打てないのかなという。ちょっとした、そこら辺の思いがなかなかつながらないなという方に思うんですけれども。何か、それはならざるを得ないみたいな、しょうがないということなんですかね。言い方がちょっと、うまく言えない。

○水野牛乳乳製品課長

何とお答えしていいのか、よく分からないんですけれども、まずは、今、北海道で、コロナの影響を除けば、トータルとして見れば、生乳生産量を伸ばしていただかないと、せっかくチーズの需要がある中で、チーズの生産量というのが増えていないというは、マクロのデータで見ていただいたとおりかと思っております。

各乳価はそれぞれ乳業メーカーさんと生産者団体さんの方で決めているところ

ろもあるので、我々からどうのこうのという話は申し上げられることではないと思いますけれども、まずはやはり飲用で北海道から都府県に年間、産地パックも含めて100万トン近い量が運ばれているという中で、やはり都府県で飲用の部分は搾っていただいて、北海道は北海道できちんと乳製品を作っていただくという構造をしっかりと確立していかなければいけないのかなというふうに思っているというところでございます。

○須藤委員

是非、そのようになってもらいたいなと思います。よろしくお願いします。ありがとうございます。

○三輪部会長

ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの御意見、御質問プラス、今の追加を踏まえまして、質疑応答、意見聴取はこちらで、ここまでとさせていただければと思います。

それでは、続きまして、諮問に対する賛否を聴取したいと思います。

各委員より、本日の諮問を審議するに当たり、参考として示された試算値を踏まえていただきまして、賛否を御表明いただければと存じます。賛否の表明に加えまして、特段の御意見ございましたら、その際に御発言いただければと思います。

それでは、私の方から各委員に、随時お名前を呼ばさせていただきますので、賛否の表明を頂ければ幸いです。

それでは、大山委員、いかがでございますでしょうか。

○大山委員

今般、算定されました価格、数量、単価について承認いたします。

特に、子牛の補給金に関しては、発動の有無というものにかかわらず、やはりセーフティネットとしての役割というのは非常に重要かと思いますので、今後とも、その発動の有無にかかわらず、維持をしていただければというふうに思います。

以上です。

○三輪部会長

ありがとうございました。

続いては、岡本委員、よろしくお願いいたします。

○岡本委員

本日、御説明いただきました2つの諮問内容について、賛同いたします。

○三輪部会長

ありがとうございました。

続いて、小山委員、よろしくお願いいたします。

○小山委員

私も異議ありません。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、串田委員、よろしくお願いいたします。

○串田委員

私も、今回の諮問に対しては、賛成ということだと思います。

その中で、今回の補給金並びに集送乳調整金ということで、実情を踏まえた中での評価と頂いていると思っておりますけれども、総交付対象数量に対しましては、やはり先ほども申しさせていただきましたけれども、今後の安定的生乳生産に対しまして、やはりこの数量に対しての、非常に今後、生産増に対しての、懸念されるところもあるのかなということにつきましては、今後またちょっと別途、いろいろ対策していただくようなこともあるかもしれませんけれども、その点を踏まえて、今回、賛成させていただきたいと思います。

以上です。

○三輪部会長

ありがとうございました。

続いて、里井委員、よろしくお願いいたします。

○里井委員

異議はございません。賛成させていただきます。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

○三輪部会長

ありがとうございました。

続いて、須藤委員、よろしくお願いいたします。

○須藤委員

私も同じでございます。

是非、生産者のモチベーションを下げないような、一つをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、リモート参加の砂子田委員、よろしくお願いいたします。

○砂子田委員

賛成いたします。

今度も、私たち生産者が安心して生産できる現場でありたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、西尾委員、よろしくお願いいたします。

○西尾委員

加工原料乳生産者補給金及び集送乳調整金の単価につきましては、算定ルールに沿って適切に算出されたものというふうに理解をしておりますし、また、交付対象数量についても、生産者の意欲にも配慮して算定されたものというふうに理解をいたします。

したがって、諮問案につきましては、今年３月に策定されました酪肉近の基本方針に沿って、生産者が意欲を持って増産に向けて取り組める水準にあるというふうに考えられますので、乳業者としては妥当ということで賛成とさせていただきます。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、畠中委員、よろしくお願いいたします。

○畠中委員

私も賛成です。よろしくお願いいたします。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、福永委員、よろしくお願いいたします。

○福永委員

賛成です。異議ありません。

以上です。

○三輪部会長

ありがとうございます。

続いて、リモート参加の前田委員、よろしくお願いいたします。

○前田委員

賛成でございます。よろしくお願いいたします。

○三輪部会長

ありがとうございます。

私も委員として賛成でございますので、そのような形で意見を表明させていただければと思います。

今、各委員から頂きましたとおり、全体で、全会一致で賛成という形で行ったので、賛成多数と認めます。

以上をもちまして、意見聴取並びに諮問等に対する意見表明を終了させていただきます。

それでは、本日、皆様方から頂きました御意見を事務局で簡潔に整理を、これからさせていただきますので、その間、委員の皆様におかれましては、一旦、再度で恐縮ではございますが、休憩とさせていただきますと思います。再開のお時間はいかがいたしますか。予定どおりですか。はい、分かりました。失礼いたしました。

それでは、再開の時間は16時5分に、この場で改めて再開をさせていただきますので、委員の皆様には意見の概要の確認、取りまとめをその後行っていただきたいというふうに思っております。それでは、休憩とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

午後 3時00分 休憩

午後 4時28分 再開

○三輪部会長

それでは、委員の皆様、お待たせいたしました。これより、答申案の承認に入りたいと思います。

ただいま、事務局より答申案の配付をしておるかと思いますが、配付、どうぞよろしくお願いいたします。

(答申案 配付)

○三輪部会長

委員の皆様のお手元の方に届きましたでしょうか。それでは、事務局より、答申案の朗読をお願いいたします。

○関村畜産企画課長

読み上げます。

答申。

本日、諮問された次の事項について、下記のとおり答申する。

1、令和3年度に交付する加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価を定めるに当たり留意すべき事項（令和2年12月10日付け1439号）。

2、令和3年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項（令和2年12月10日付け1463号）。

記。

1、加工原料乳についての生産者補給交付金等に係る総交付対象数量並びに生産者補給金の単価及び集送乳調整金の単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

2、肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、令和3年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

肉用子牛の合理化目標価格については、令和3年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

以上です。

○三輪部会長

ありがとうございます。

ただいま朗読いただきました答申案につきまして、御賛同が得られるのでありましたら、この案で決議したいと思いますが、委員の皆様、いかがでございますか。

（「異議なし」の声あり）

○三輪部会長

ありがとうございます。

御異議ないようですので、本答申案については、当部会の決定と同時に、関連規則に基づき、食料・農業・農村政策審議会の正式な答申とさせていただきます。

それでは、皆様を代表いたしまして、私の方で決裁書にサインをさせていただきますが、少々お時間を頂ければ幸いです。

皆様、お待たせいたしました。それでは、これより、本答申につきましては、食料・農業・農村政策審議会として、農林水産大臣に御提出申し上げるわけですが、本日、御出席いただいております池田政務官にお渡しさせていただければと思います。

それでは、池田政務官、よろしくお願いいたします。

(答申 手交)

○三輪部会長

それでは、池田政務官より、御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池田政務官

畜産部会の委員の皆様方には、大変お忙しい中、長時間にわたりまして、御審議を賜りました。心から厚く御礼を申し上げます。

農林水産省といたしましては、ただいま三輪部会長から受け取りましたこの答申を踏まえまして、令和3年度の加工原料乳生産者補給金単価、また集送乳調整金の単価及び総交付対象数量、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格等について、決定をさせていただきます。

また、本日、本部会で委員の皆様方から頂きました御意見につきましても、その趣旨に従いまして、今後、畜産行政の推進に当たり、十分に参考とさせていただきます。

本年は、日EU・EPA、RCEPといった国際協定が進展をいたしました。直近では、新型コロナウイルス感染症の患者が再び増加するなど、畜産・酪農への影響について注視する必要があり、その状況を的確に把握、対応し、本年3月に策定されました酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針で示した新たな時代につなぐ持続可能な酪農・肉用牛生産の創造を目指したいと考えております。

なお、本日も話題になったかと思いますが、御承知のように、鳥インフルエンザで今日も政務が和歌山県と大分県に行っております。1日も早い収束を願いたいんですけども、なかなかそうはまいらないのが実情でございます。

長時間にわたりまして、皆様方には御審議を賜り、重ねて厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

○三輪部会長

池田政務官、ありがとうございました。

なお、池田政務官は、こちらで御退席となります。

○池田政務官

どうも失礼します。

○三輪部会長

皆様、ありがとうございました。

それでは、先ほど開始前に御説明申し上げたように、順番が逆になってしまう形で恐縮ではございますが、意見のとりまとめの方に移らせていただければと思います。

それでは、この後、回付させていただきますが、少々お待ちください。

それでは、今、お配りいただいている最中ではございますが、部会の方を再開させていただければと思います。

本日、意見のとりまとめでございますが、通常であれば、この場で御確認、御議論という形かと思いますが、今、お手元で御覧いただいておりますように、非常に、今回貴重な御意見を多数頂きまして、とりまとめの意見の概要自体が少し通常よりもボリュームミーな形になっておるかなと思いますので、ちょっと異なる形での進め方を御提案させていただければと思います。事務局より、御説明いただければ幸いです。

○関村畜産企画課長

ちょっと取りまとめに時間が掛かり、大変申し訳ありませんでした。

今回、事前に頂いた御意見も踏まえて、まとめておりましたが、かなりのボリューム、通常ですと4ページか5ページぐらいで済むところ、もう少し多くなりましたので、各委員の先生方にもしっかりと見ていただきまして、見ていただいて、修正意見を三輪部会長に確認をしていただいてから、農林水産省の方のホームページに掲載する、公表するという形でやらせていただければと考えております。

○三輪部会長

ありがとうございました。

それでは、今、御説明いただいたように、大変恐縮でございますが、事務局にて、皆様から意見、改めて頂いたものをしっかりと反映いただき、恐縮でございますが、部会長の私の方で最終的な取りまとめ、確認をさせていただければと思っておりますが、このようなやり方で問題ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○三輪部会長

ありがとうございます。

御異議なしという形ですので、私の方で責任を持って、そのような形で進めさせていただければと存じます。

それでは、本日、長時間にわたりまして、非常に熱心に貴重な御意見を頂きながら、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。委員の皆様方の御協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

それでは、事務局より、連絡事項等ございましたら、よろしくお願いいたします。

○関村畜産企画課長

特段ございません。

委員の皆様方におかれましては、長時間、お忙しいところ、御多用の中御出席頂きまして、ありがとうございました。

○三輪部会長

ありがとうございます。

是非、農林水産省の皆様もそうですし、委員の皆様も含めまして、このような非常に畜産・酪農が厳しい状況でございますが、農業者及び消費者に寄り添うようなメッセージを、それぞれのお立場から積極的に御発信いただければ幸いです。

それでは、以上をもちまして、食料・農業・農村政策審議会令和2年度第1回畜産部会

を閉会させていただきます。長時間にわたりまして、ありがとうございました。

午後 4時43分 閉会